

第3期玉城町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月
玉城町

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
5 計画策定にあたっての人口推計	2
6 SDGsの達成に向けた取り組み	3
7 計画策定にあたっての子ども・子育てに関する調査	4
第2章 当町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状	5
1 子どもと子育て家庭を中心とした人口の動向および推計	5
2 就業の状況	12
3 アンケートからみた玉城町の現状	13
4 ヒアリングからみた玉城町の現状	40
5 次期計画に向けた課題	43
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 計画の基本理念	45
2 計画策定の視点	46
3 計画の基本目標	47
4 計画の成果指標	48
5 施策の体系	49
第4章 目標実現のための施策	50
1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	50
1-1 幼児期の教育・保育の総合的な提供	50
1-2 児童の放課後の過ごし方への支援	51
1-3 地域における多様な子育て支援の充実	52
1-4 多様な遊びや体験・活躍ができる機会や居場所の創設	53
1-5 次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備	54

2	すべての子どもが健やかに成長するまちづくり	55
2-1	子どもが権利の主体であることの周知	55
2-2	要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	56
2-3	児童虐待防止対策と社会的養護の推進およびヤングケアラーへの支援	57
2-4	子どもの貧困対策の推進	58
2-5	子どもの自殺対策の推進	59
3	子どもの成長と親としての成長を支えあう環境づくり	60
3-1	子育ての相談・支援体制の充実	60
3-2	地域や家庭の教育力の向上	61
4	安心して子どもを産み育てられる環境づくり	62
4-1	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	62
4-2	職業生活と家庭生活との両立の推進	63
4-3	ひとり親家庭への支援	64
4-4	安心して外出できる環境の整備	65

第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

.....	66	
1	量の見込みと確保方策の考え方	66
2	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	70
3	幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進等に関する事項	74
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	75

第6章 計画の推進 94

1	計画の進行管理	94
2	計画の推進体制	94

1 計画策定の趣旨

我が国の子どもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化しています。また、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもり、ヤングケアラーなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化などが大きな問題となってきています。さらに、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

このような状況に加え、新型コロナウイルス感染症拡大により、20、30歳代では、「生活の維持、収入」「仕事」「人間関係、社会との交流」「結婚、家庭」に関する不安が増している傾向がみられました。全国的に待機児童数については、保育の受け皿拡大や就学前人口の減少などにより減少していますが、特定の地域で申し込みが集中するなど保育需要の偏りや保育士を確保できなかったことによる利用定員の減少により待機児童が増加している地域もあり、地域差がある状況です。

こうした状況の中、国は平成24年に幼稚園・保育所の新たな給付の仕組みや認定こども園法の改正等を盛り込んだ、「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度から「子ども・子育て支援法」に基づく新たな制度のもと、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実が図られ、令和元年10月には幼児教育・保育の無償化が実現されました。さらに、令和5年4月には、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要な進展がみられました。

本計画は、「第2期玉城町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することに伴い、社会情勢や「こども大綱」の方向性など国の動向を踏まえ、子どもの権利の擁護や、子ども若者支援施策の充実を図るために「第3期玉城町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、そのプランに沿って計画的に施策を推進していきます。

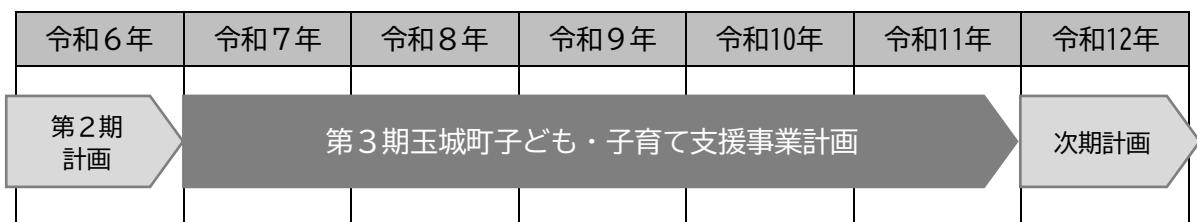
2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画であり、当町のまちづくりの総合的指針である「玉城町総合計画」を上位計画として、関連の部門別計画との調和と整合性を図り策定しました。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画期間



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第77条に定める合議制の機関として「玉城町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について検討を行い、この計画の素案を町公共施設の窓口および町ホームページにて公開し、広く町民の方々から意見を募り、策定しました。

5 計画策定にあたっての人口推計

本計画の策定にあたり、教育・保育にかかる量の見込み、および地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込みを算出するため、当町の将来人口推計を行っています。

当町の将来人口推計として、国立社会保障・人口問題研究所が発表した『日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）』があり、平成27年の国勢調査を基に、2020（令和2）年10月1日から2050（令和32）年10月1日までの30年間（5年ごと）について、コーホート要因法によって男女年齢（5歳）階級別の将来人口を推計しています。

6 SDGsの達成に向けた取り組み

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、平成27年の国連のサミットで採択された持続可能な開発目標であり、令和12年までを期限とする世界共通の目標です。国においては、達成に向けたSDGs実施方針を定めており、地方自治体においても、積極的な取り組みを推進することが期待されています。当町においても、SDGsの「誰一人取り残さない」社会の実現が目指されており、本計画においても基本方針や施策を推進することにより、SDGsが定める17のゴールのうち、以下の8つのゴールの達成に貢献します。

本計画に関連する主なSDGsの目標



7 計画策定にあたっての子ども・子育てに関する調査

当町では、子ども・子育て支援事業計画の策定に先立ち、町内在住の未就学児童・小学生児童の保護者および小学校高学年児童本人を対象にアンケート調査を実施しました。本計画の中では特に説明のない限り、「アンケート調査」はこの調査のことを指します。

■ 調査の方法

①調査対象地域	町全域
②調査対象者	未就学児（0～5歳児）の保護者 小学生児童（6～11歳児）の保護者 小学生高学年児童本人 ※年齢は4月1日時点
③調査期間	令和6年5月～6月
④調査方法	保育所、認定こども園および小学校での直接配布・回収 郵送による配布・回収

■ 回収結果

	配布数	有効回答数	有効回答率
未就学児保護者	498通	352通	70.7%
小学生保護者	622通	510通	82.0%
小学生高学年本人	433通	314通	72.5%

■ 注意事項

- ・調査結果についてパーセントで示していますが、小数点第2位で四捨五入しているため、パーセントの合計が100.0%にならない場合があります。

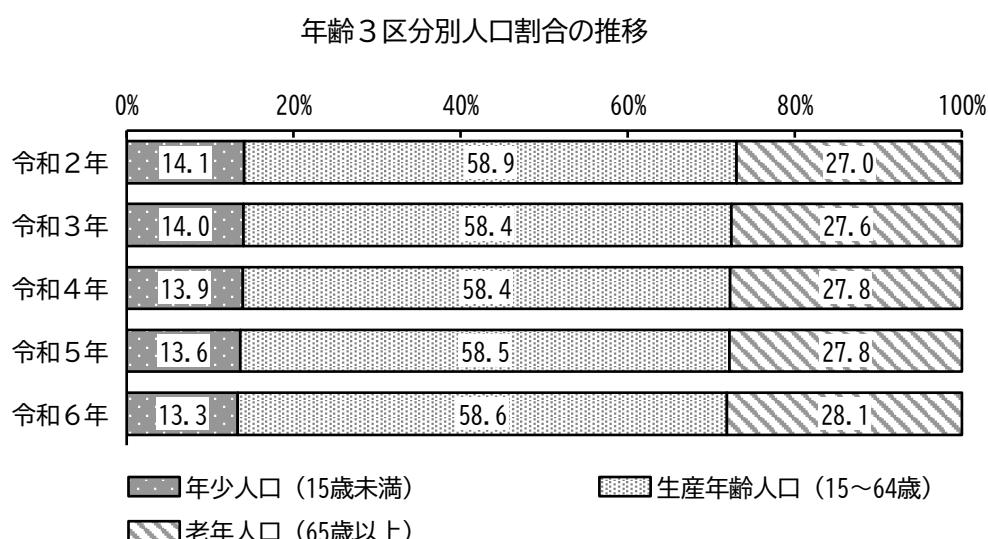
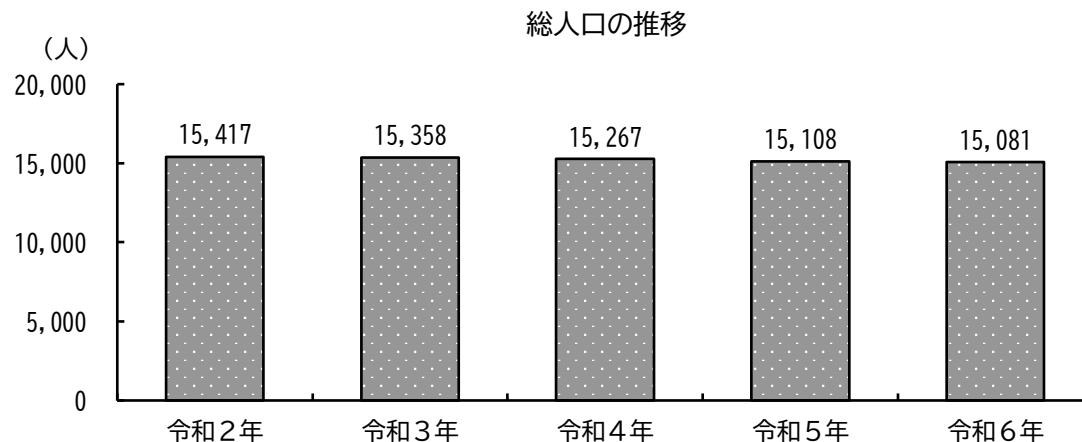
当町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 子どもと子育て家庭を中心とした人口の動向および推計

(1) 人口の推移

① 総人口・年齢別人口割合の推移

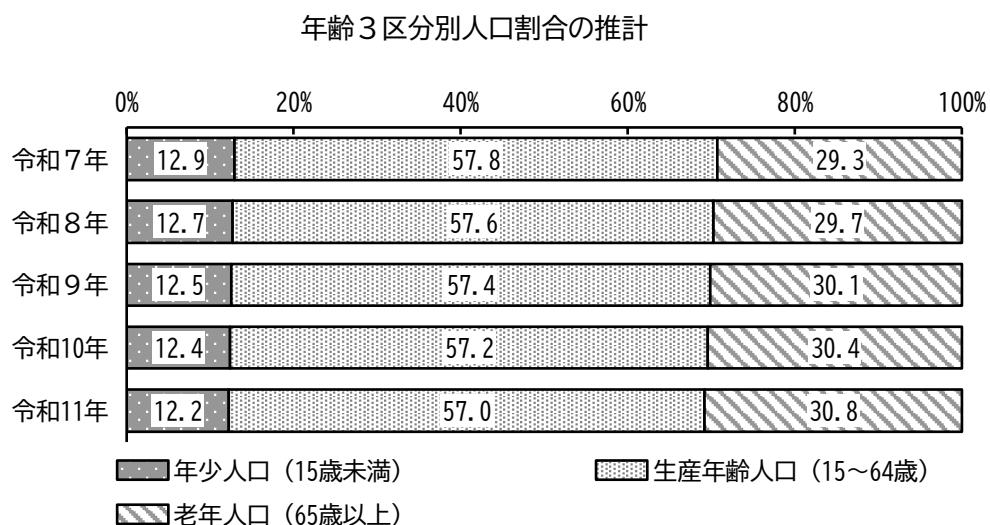
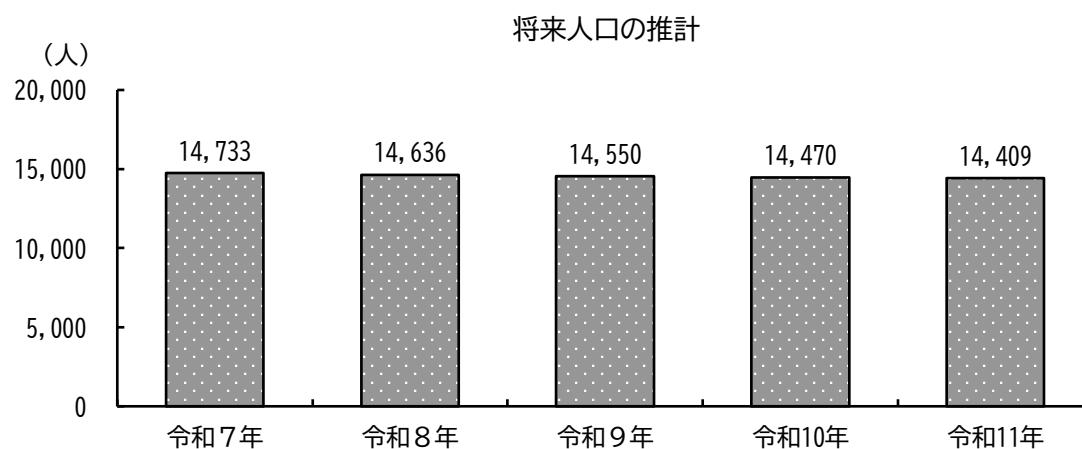
総人口の推移をみると、令和2年以降は減少し続けており、令和6年3月31日時点では15,081人でした。年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口は年々減少傾向にあり、令和6年には13.3%となっています。一方、生産年齢人口は令和5年から増加傾向にあります。また、老人人口は年々増加しており、令和6年の高齢化率は28.1%となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

② 将来人口・年齢別人口割合の推計

年齢3区分別人口割合の推計をみると、年少人口は今後も減少すると予測されており、令和11年には12.2%と予測されています。また、生産年齢人口についても今後は減少すると予測されており、令和11年には57.0%と予測されています。一方、老人人口は今後も増加すると予測されており、令和11年の高齢化率は30.8%と予測されています。

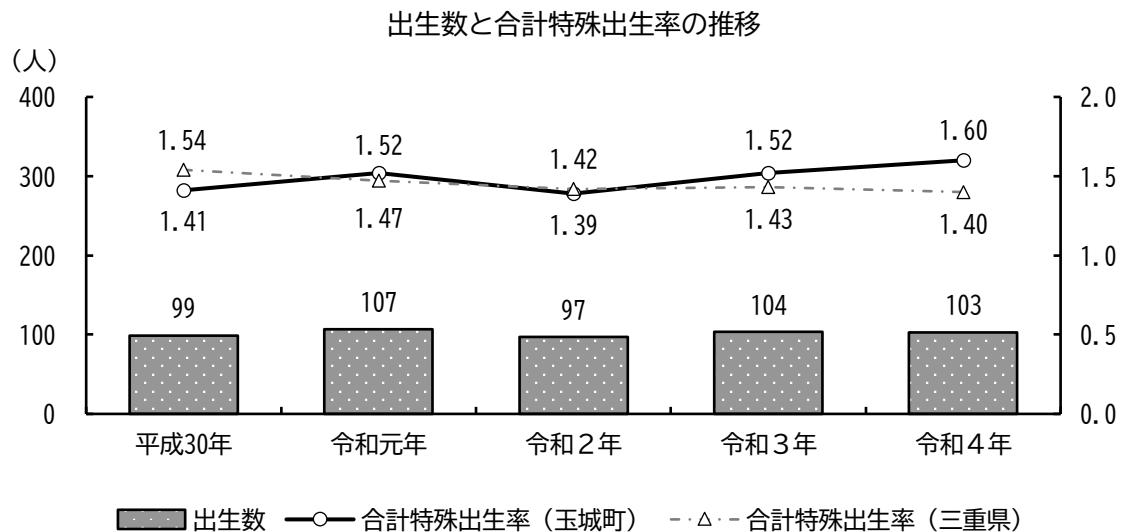


資料：「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」を基に算出

(2) 出生数の推移

出生数は、増減を繰り返して推移しており、令和4年の出生数は103人でした。

また、一人の女性が一生のうちに産む子どもの数を示す合計特殊出生率も、増減を繰り返し、令和4年は1.60となっています。

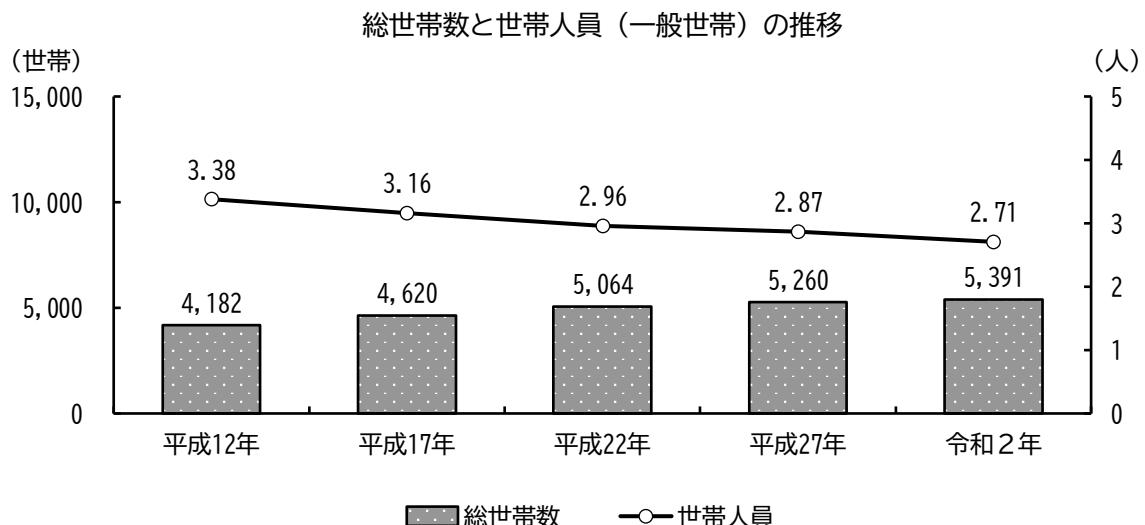


資料：県健康福祉総務課「三重県の人口動態」

(3) 世帯の動向

① 総世帯数と平均世帯員の推移

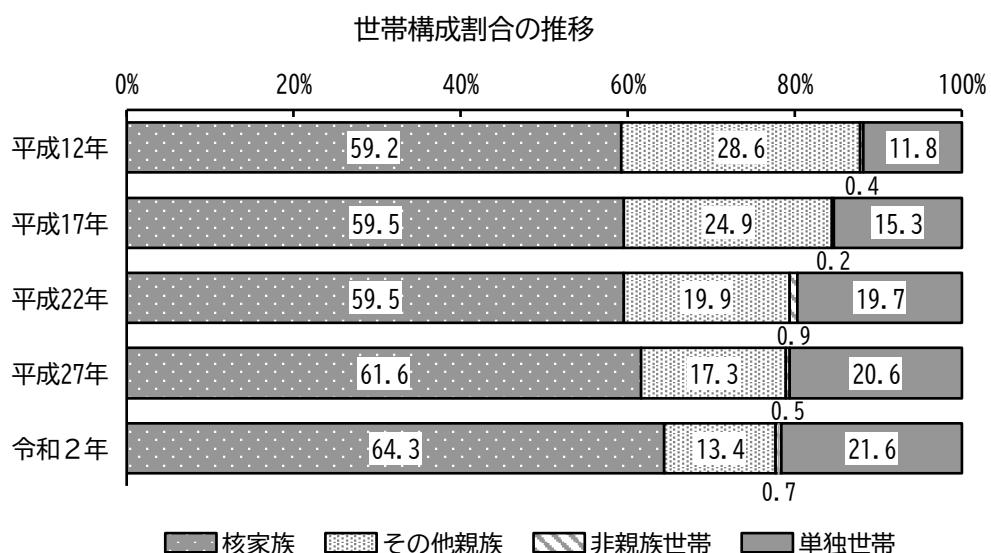
総世帯数は増加傾向が続いている一方で、1世帯あたりの世帯人員（一般世帯）は年々減少しており、令和2年には2.71人となっています。



資料：国勢調査

② 世帯構成割合の推移

世帯構成割合の推移をみると、親と子からなる核家族世帯が最も多く増加傾向で、令和2年では64.3%となっています。また、単独世帯も増加する傾向がみられ、世帯規模の縮小傾向が進行していることがうかがえます。

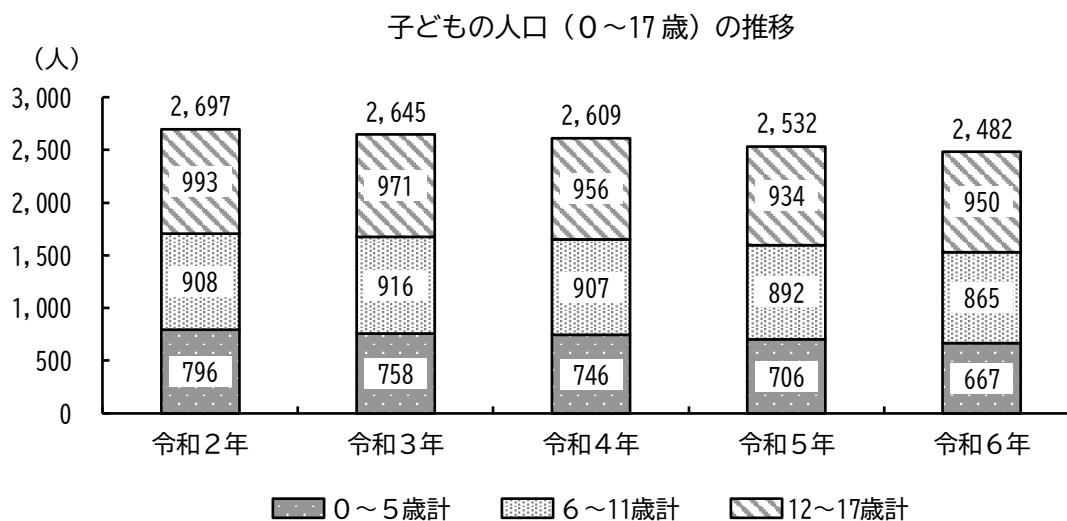


資料：国勢調査

(4) 子どもの人口の推移

① 子どもの人口の推移

6～11歳の人口は令和3年まで微増してきましたが、その後減少に転じています。0～5歳の人口は減少傾向が続いている。12～17歳の人口は令和2年から令和5年まで減少傾向が続いていましたが、令和6年には増加に転じています。



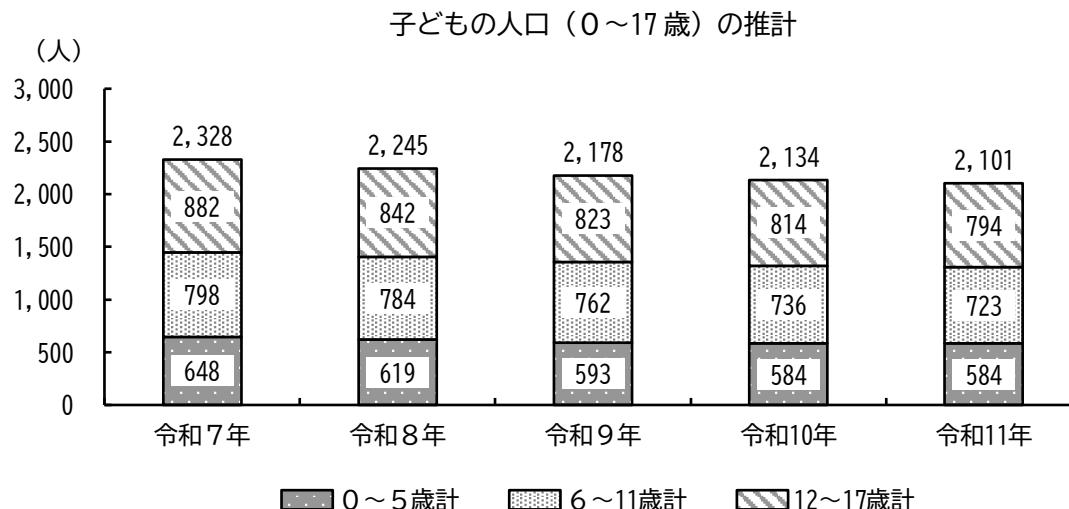
単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	103	105	122	95	82
1歳	112	103	98	129	103
2歳	143	109	112	98	140
3歳	142	148	120	115	101
4歳	141	151	151	120	117
5歳	155	142	143	149	124
6歳	149	146	145	140	150
7歳	129	158	158	145	136
8歳	166	132	152	154	143
9歳	153	160	131	155	151
10歳	163	154	168	132	152
11歳	148	166	153	166	133
12歳	160	150	161	153	166
13歳	158	157	148	160	154
14歳	153	166	157	150	160
15歳	188	143	160	157	150
16歳	164	175	149	163	158
17歳	170	180	181	151	162

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

② 将来子どもの人口の推計

子どもの人口はいずれの年代も減少していくことが予測されます。



単位：人

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	81	80	79	78	77
1歳	102	84	87	88	93
2歳	135	106	88	94	98
3歳	100	129	110	92	102
4歳	115	103	123	114	96
5歳	115	117	106	118	118
6歳	138	117	119	109	113
7歳	124	132	119	121	112
8歳	131	127	126	121	123
9歳	139	131	130	121	123
10歳	142	138	131	133	116
11歳	124	139	137	131	136
12歳	154	126	136	136	131
13歳	145	150	128	133	135
14歳	150	140	147	130	130
15歳	139	147	135	144	132
16歳	145	136	144	130	141
17歳	149	143	133	141	125

資料：日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）を基に算出

(5) 子どもの人口（5歳刻み）の割合

市町別の総人口に対する5歳刻み人口の割合をみると、「0～4歳」は県内6位、「5～9歳」は2位、「10～14歳」は2位となっており、県内29市町の中でも子どもの人口比率は高くなっています。

子どもの人口（5歳刻み）の割合に関する県内順位

順位	0～4歳		5～9歳		10～14歳	
参考	三重県	3.8%	三重県	3.9%	三重県	4.4%
1位	朝日町	4.9%	朝日町	5.4%	朝日町	7.2%
2位	川越町	4.7%	玉城町	4.8% (4.9%)	玉城町	5.1% (5.2%)
3位	東員町	4.3%	東員町	4.7%	川越町	5.1%
4位	明和町	4.0%	菰野町	4.7%	菰野町	5.0%
5位	菰野町	3.9%	川越町	4.5%	東員町	4.8%
6位	玉城町	3.8% (4.3%)	桑名市	4.3%	桑名市	4.8%
7位	四日市市	3.6%	亀山市	4.3%	多気町	4.6%
8位	いなべ市	3.6%	明和町	4.3%	松阪市	4.6%
9位	亀山市	3.5%	多気町	4.2%	亀山市	4.6%
10位	津市	3.4%	いなべ市	4.1%	明和町	4.5%

資料：令和4年三重県の人口動態（令和4年10月1日現在）

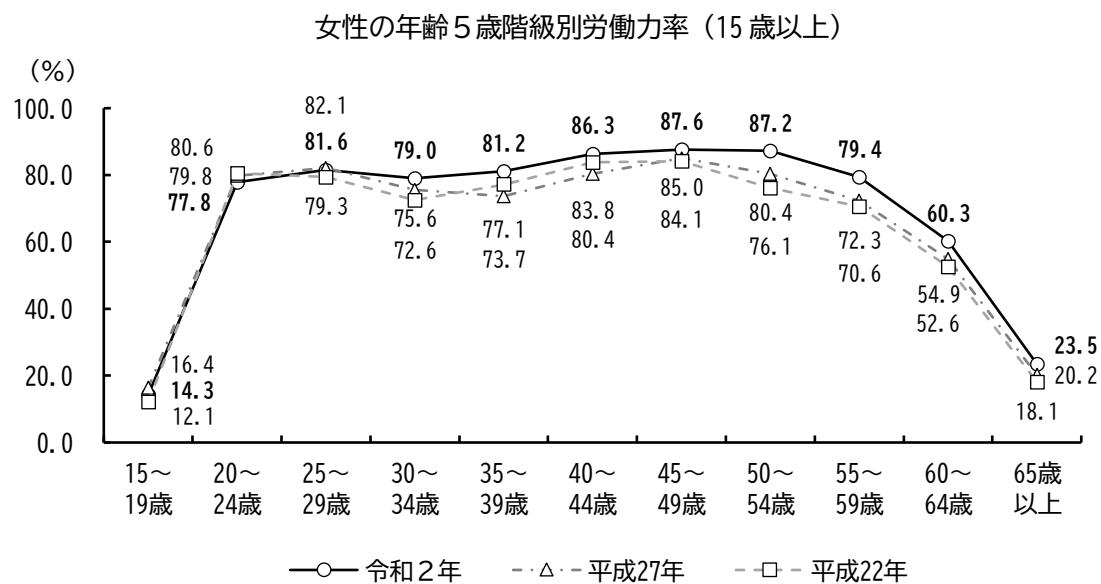
※玉城町の（ ）内の数値は平成29年の値

2 就業の状況

(1) 女性の年齢別就業率

5歳刻みの年齢別に女性の労働力率をみると、平成22年から令和2年にかけて30歳以上の就業率は上昇しています。一方、20～24歳の就業率は低くなっています。

令和2年では、年代別の傾向として、20～30歳代では約80%ですが、40～54歳では85%を超えています。20～30歳代と40～54歳では、大きな差がみられます。



資料：国勢調査

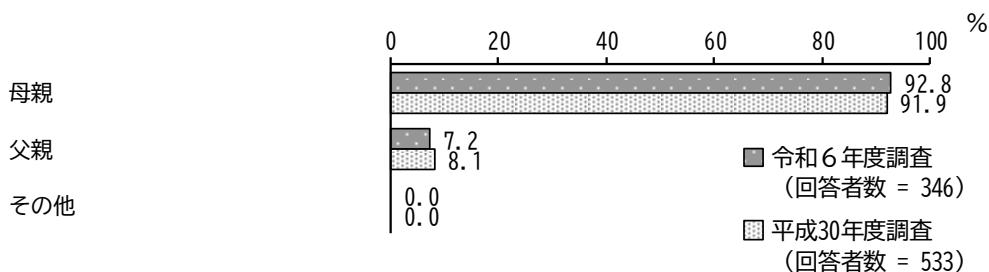
3 アンケートからみた玉城町の現状

(1) 調査結果（未就学児保護者）

① お子さんからみた回答者との関係（単数回答）

「母親」の割合が92.8%、「父親」の割合が7.2%となっています。

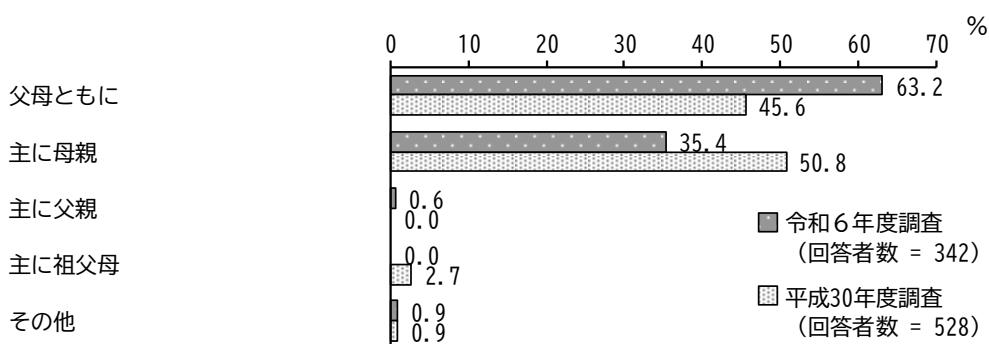
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 子育てを主に行っている方（単数回答）

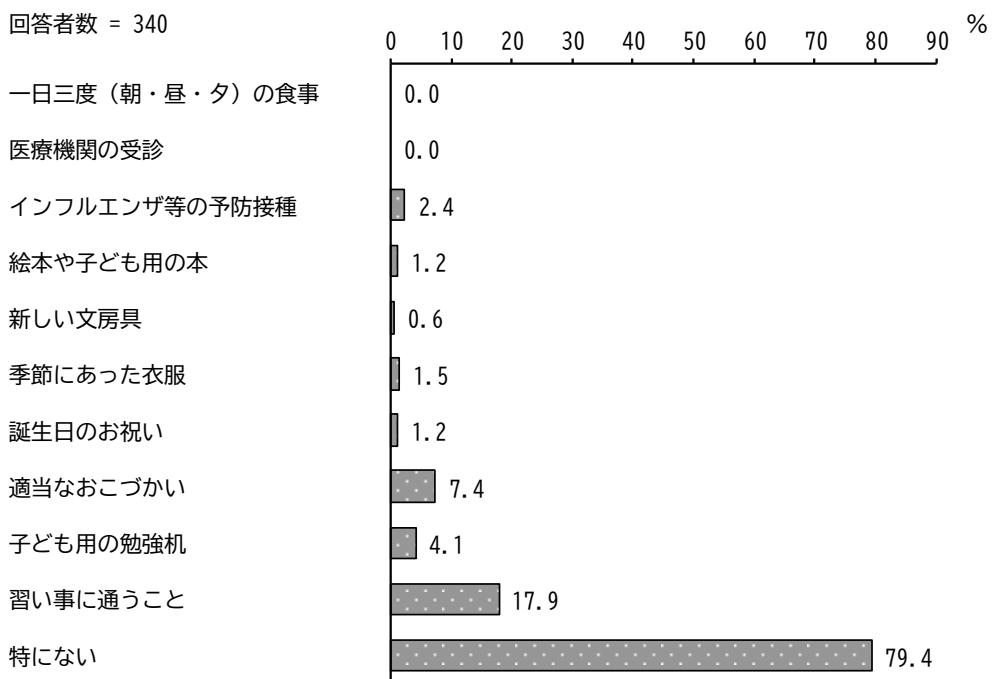
「父母ともに」の割合が63.2%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が35.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「父母ともに」の割合が増加しています。一方、「主に母親」の割合が減少しています。



③ 用意できない、または用意できる見込みがない環境・もの（複数回答）

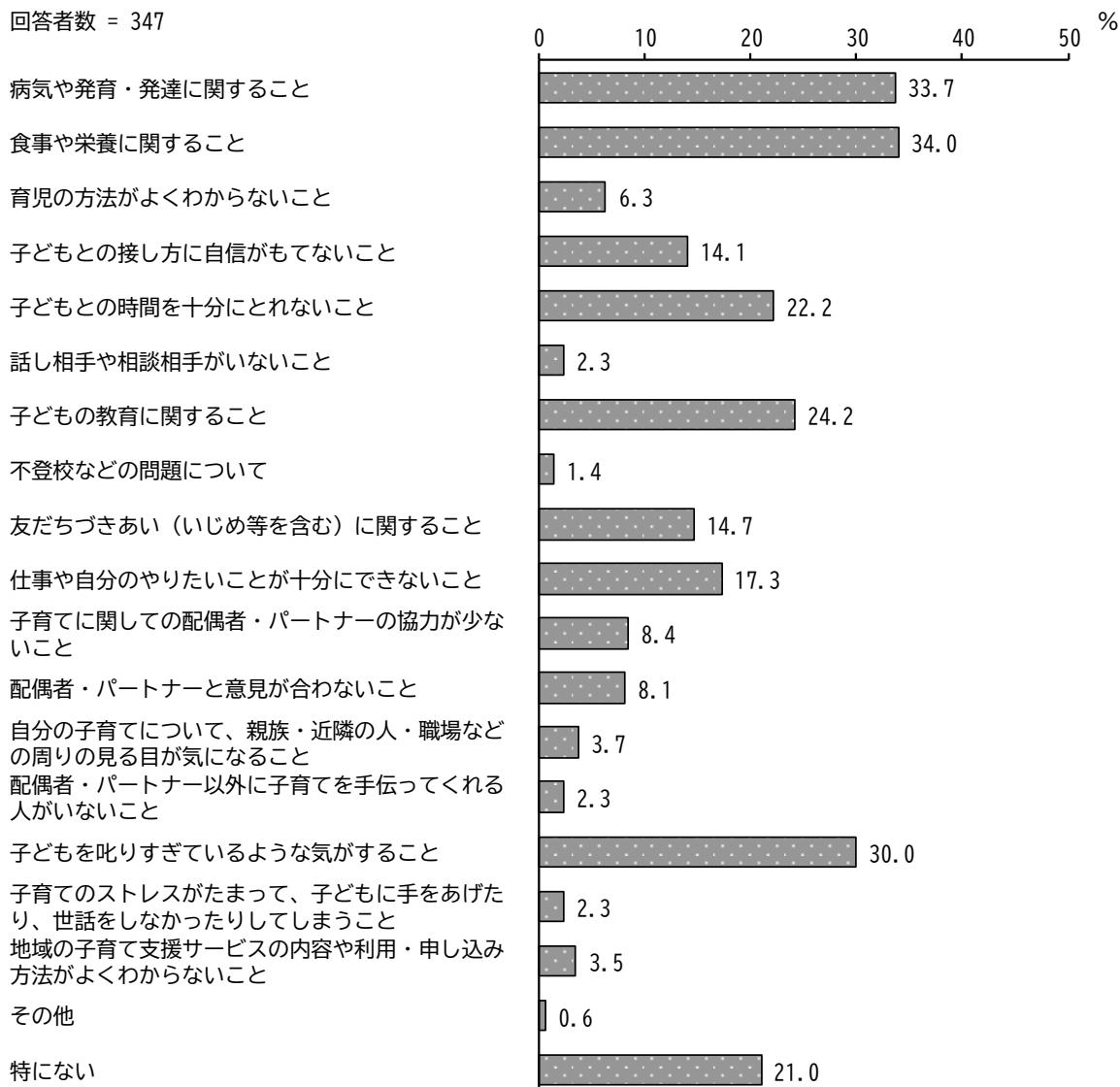
「特にない」の割合が79.4%と最も高く、次いで「習い事に通うこと」の割合が17.9%となっています。



④ 子育てに関して、日常で悩んでいること、気になること（複数回答）

「食事や栄養に関するここと」の割合が34.0%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関するここと」の割合が33.7%、「子どもを叱りすぎているような気がすること」の割合が30.0%となっています。

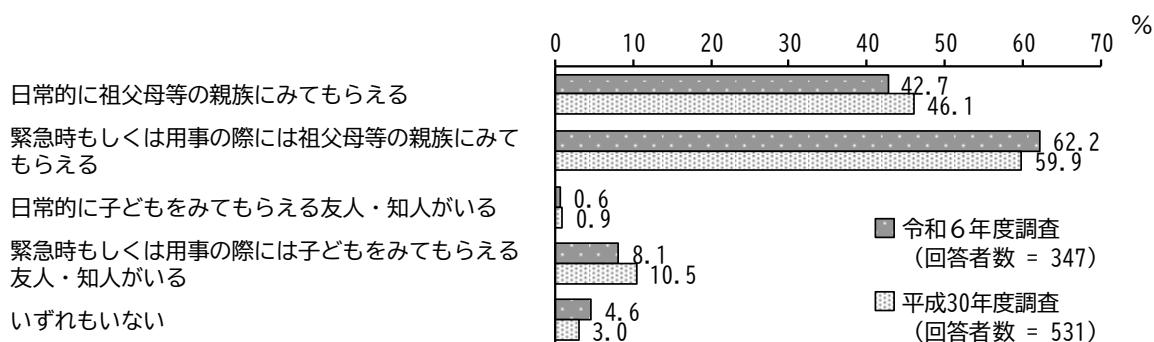
回答者数 = 347



⑤ 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人がいるか（複数回答）

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が62.2%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が42.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



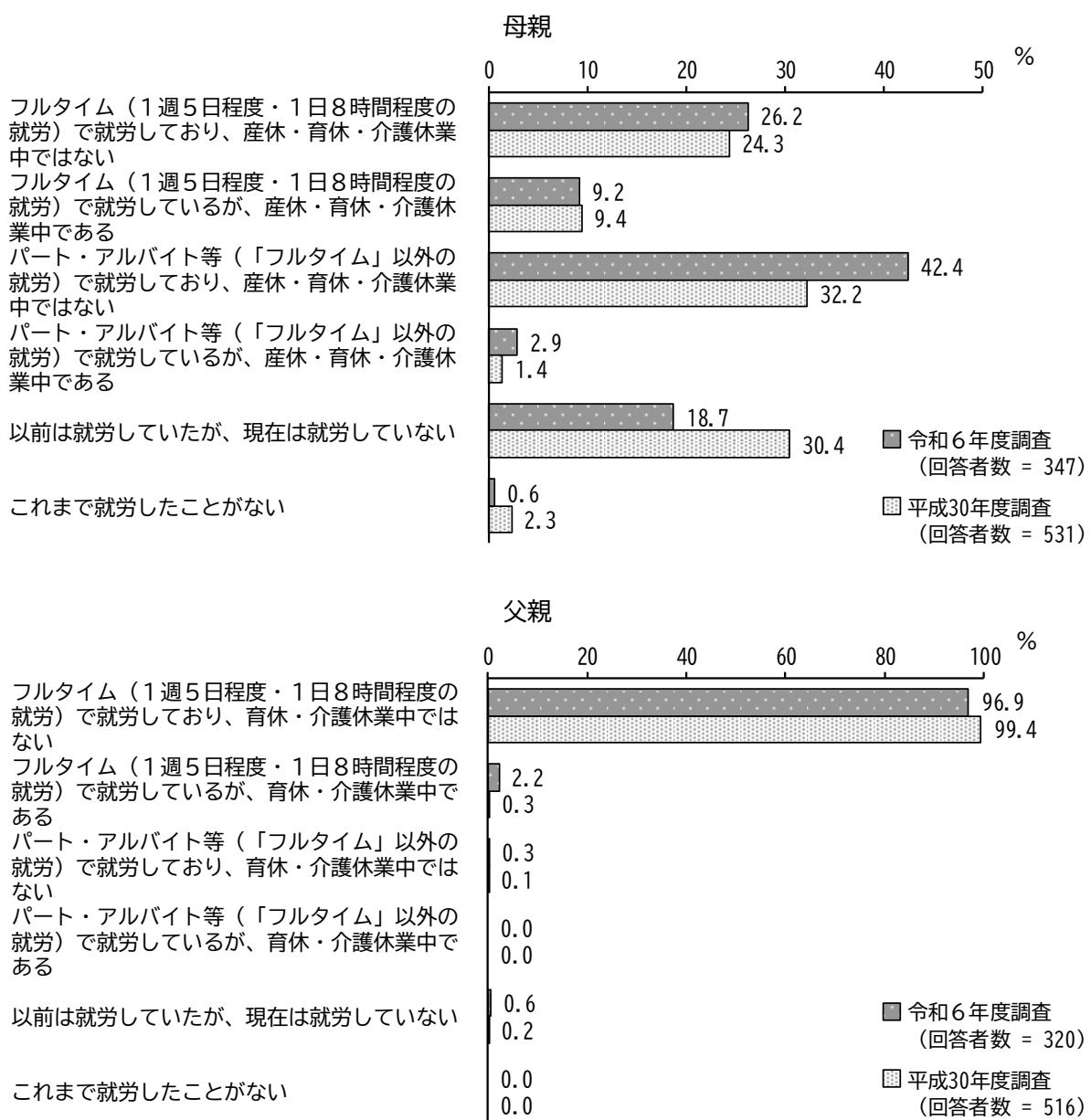
⑥ 保護者の現在の就労状況（単数回答）

母親では、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が42.4%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が26.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が18.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

父親では、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」の割合が96.9%と最も高くなっています。

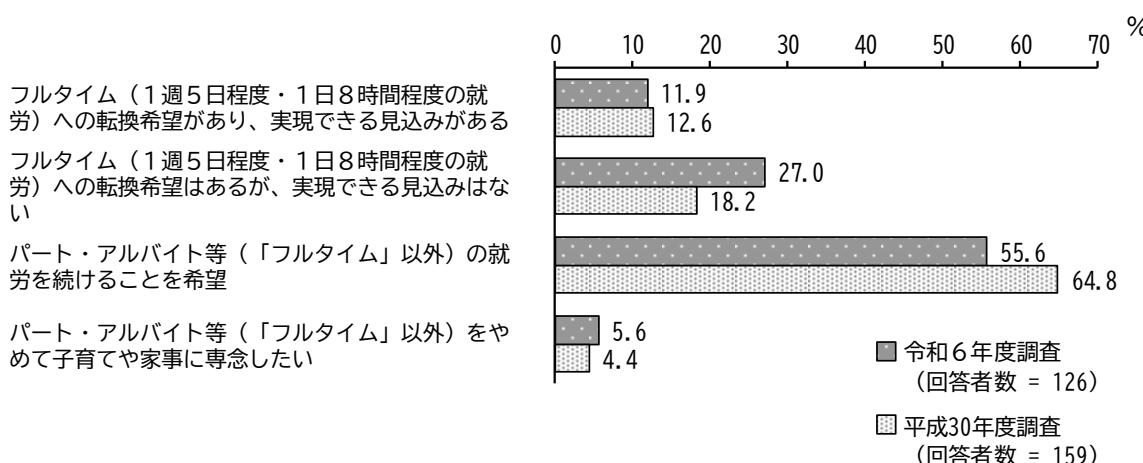
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑦ パート等で働く母親のフルタイムへの転換希望（単数回答）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が55.6%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が27.0%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が11.9%となっています。

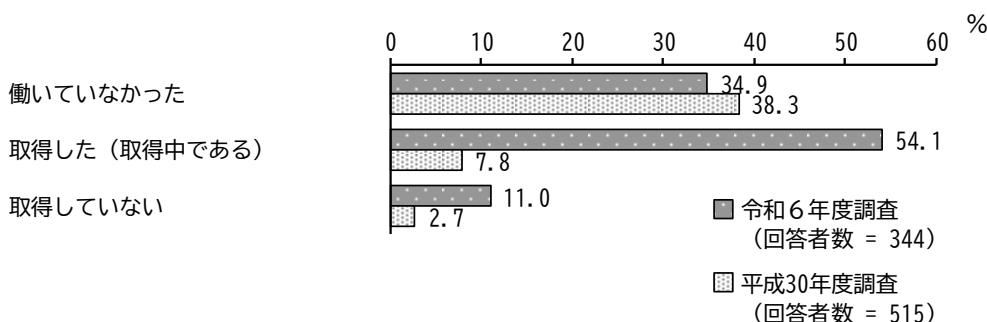
平成30年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が増加しています。一方、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が減少しています。



⑧ 母親の育児休業の取得状況（単数回答）

「取得した（取得中である）」の割合が54.1%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が34.9%、「取得していない」の割合が11.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」「取得していない」の割合が増加しています。



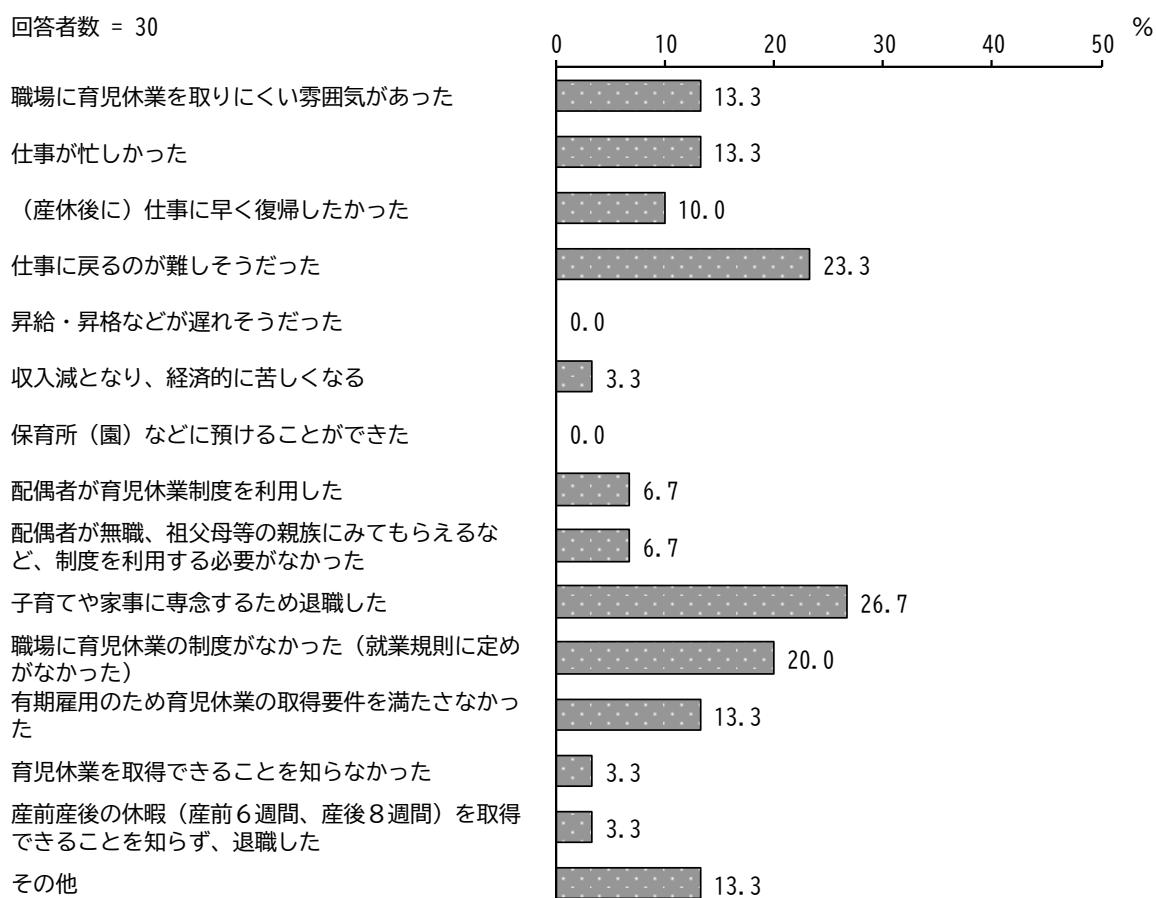
※前回調査では、「働いていなかった」の選択肢は「出産以前から働いていなかった」となっていました。

※前回調査では、「取得した（取得中である）」の選択肢は「育児休業を取得中である」となっていました。

※前回調査では、「取得していない」の選択肢は「育児休業を取得せず、働き続ける」となっていました。

⑨ 母親の育児休業を取得していない理由（複数回答）

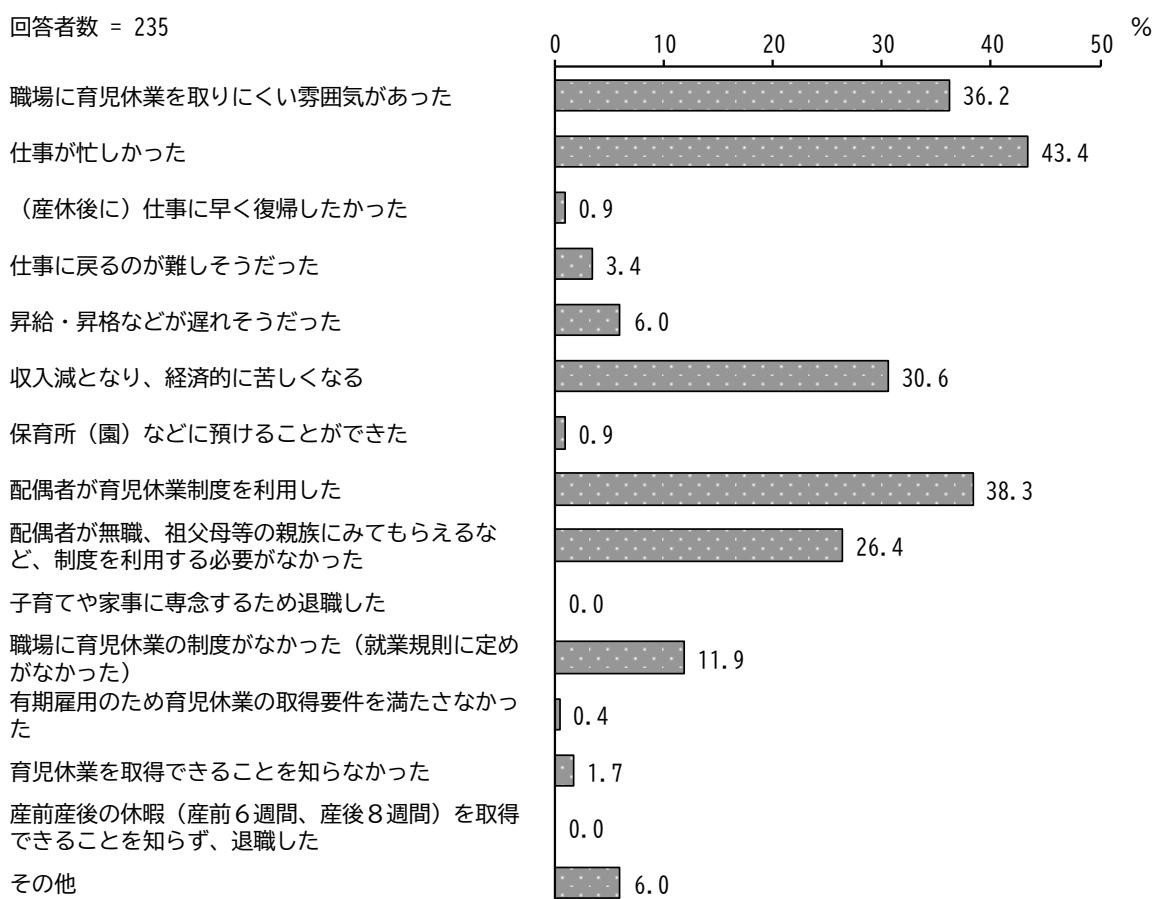
「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が26.7%と最も高く、次いで「仕事に戻るのが難しそうだった」の割合が23.3%、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が20.0%となっています。



⑩ 父親の育児休業を取得していない理由（複数回答）

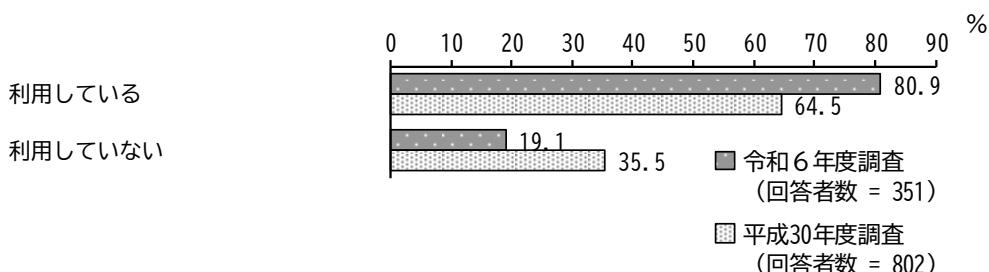
「仕事が忙しかった」の割合が43.4%と最も高く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が38.3%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が36.2%となっています。

回答者数 = 235



⑪ 定期的な教育・保育の事業の利用状況（単数回答）

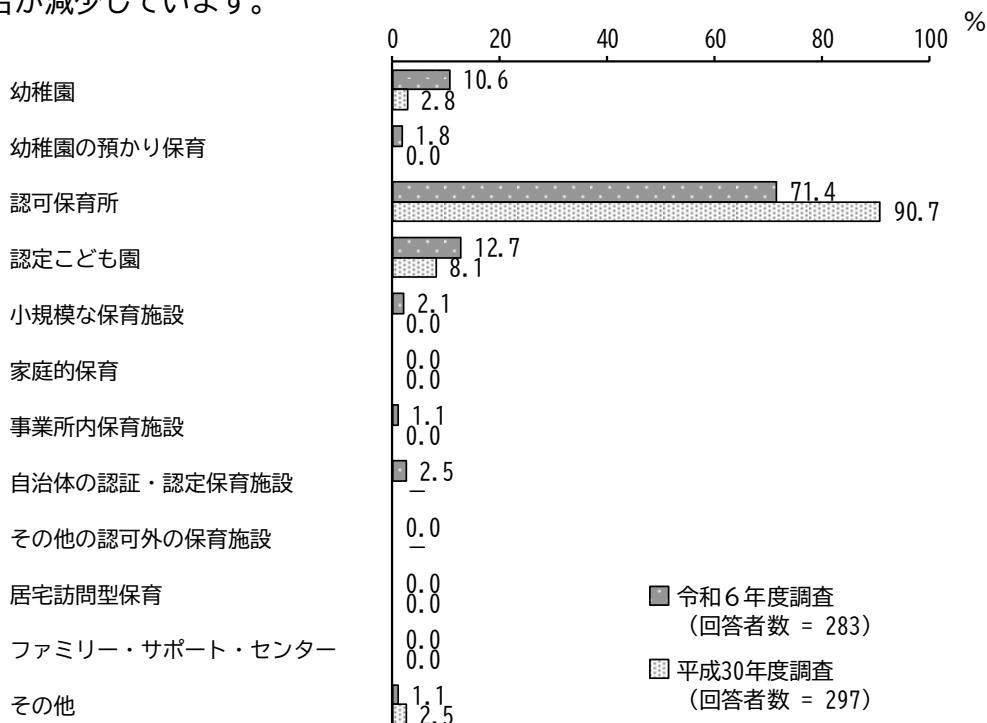
「利用している」の割合が80.9%、「利用していない」の割合が19.1%となっています。平成30年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。



⑫ 定期的に利用している教育・保育の事業（複数回答）

「認可保育所」の割合が71.4%と最も高く、次いで「認定こども園」の割合が12.7%、「幼稚園」の割合が10.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「幼稚園」の割合が増加しています。一方、「認可保育所」の割合が減少しています。



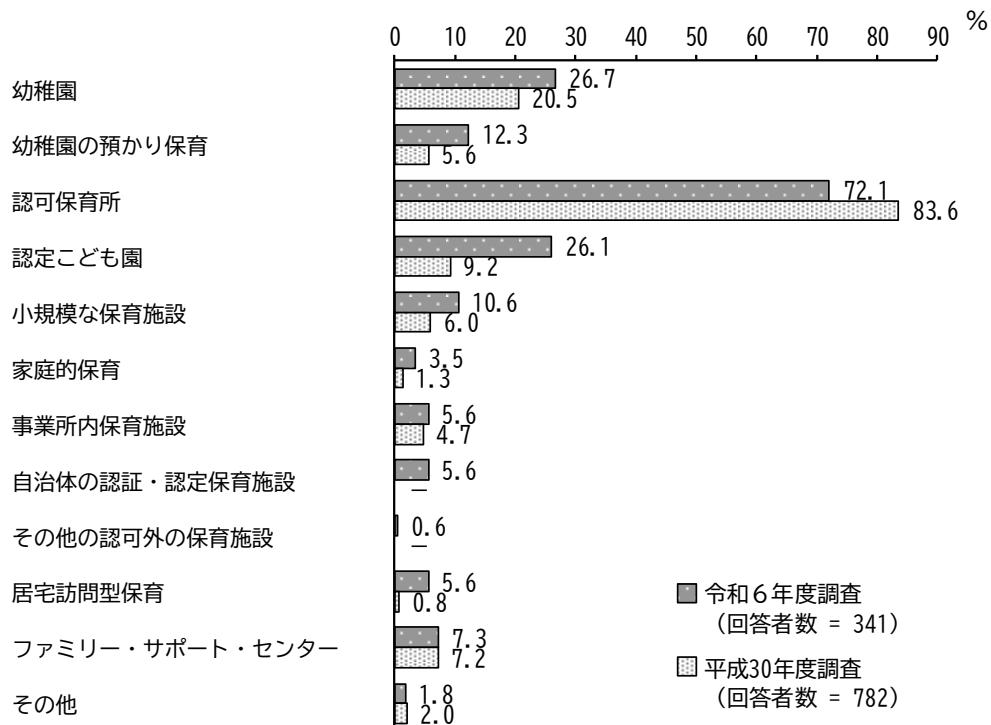
※前回調査では、「認可保育所」の選択肢は「保育所」とっていました。

※前回調査では、「自治体の認証・認定保育施設」、「その他の認可外の保育施設」の選択肢はありませんでした。

⑬ 定期的に利用したい教育・保育の事業（複数回答）

「認可保育所」の割合が72.1%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が26.7%、「認定こども園」の割合が26.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「認可保育所」の割合が減少しています。



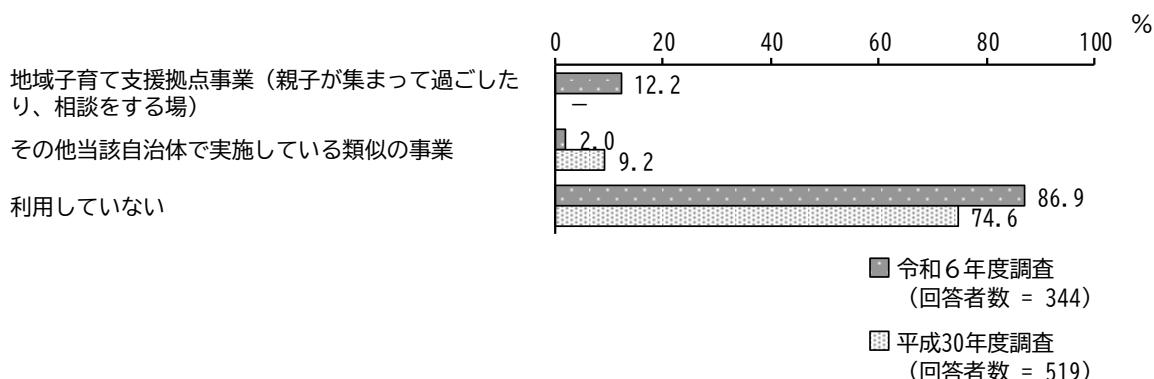
※前回調査では、「認可保育所」の選択肢は「保育所」とっていました。

※前回調査では、「自治体の認証・認定保育施設」、「その他の認可外の保育施設」の選択肢はありませんでした。

⑭ 地域子育て支援拠点事業の利用状況（単数回答）

「利用していない」の割合が86.9%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」の割合が12.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。一方、「その他当該自治体で実施している類似の事業」の割合が減少しています。

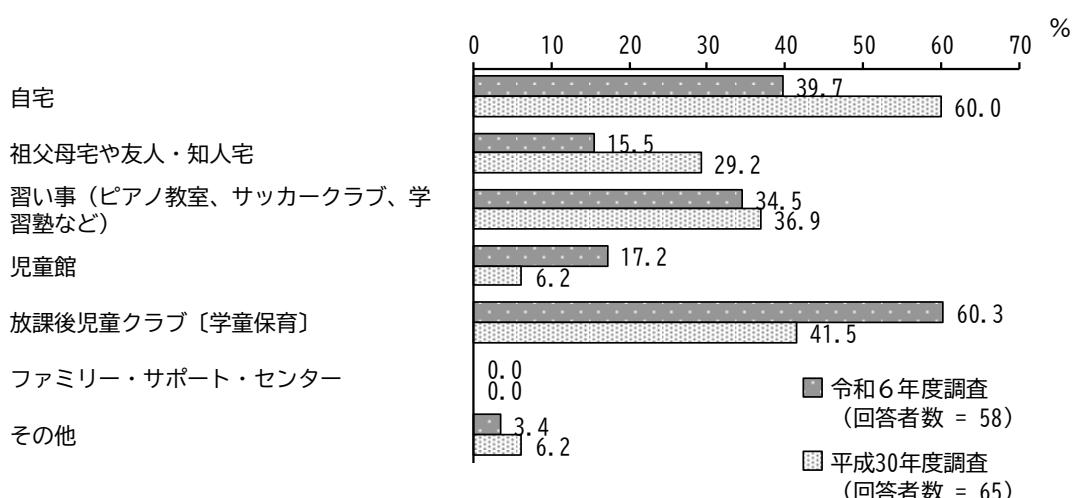


※前回調査では、「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」の選択肢はありませんでした。

⑮ 小学校低学年に放課後を過ごさせたい場所（複数回答）

「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が60.3%と最も高く、次いで「自宅」の割合が39.7%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が34.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「児童館」「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が増加しています。一方、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が減少しています。



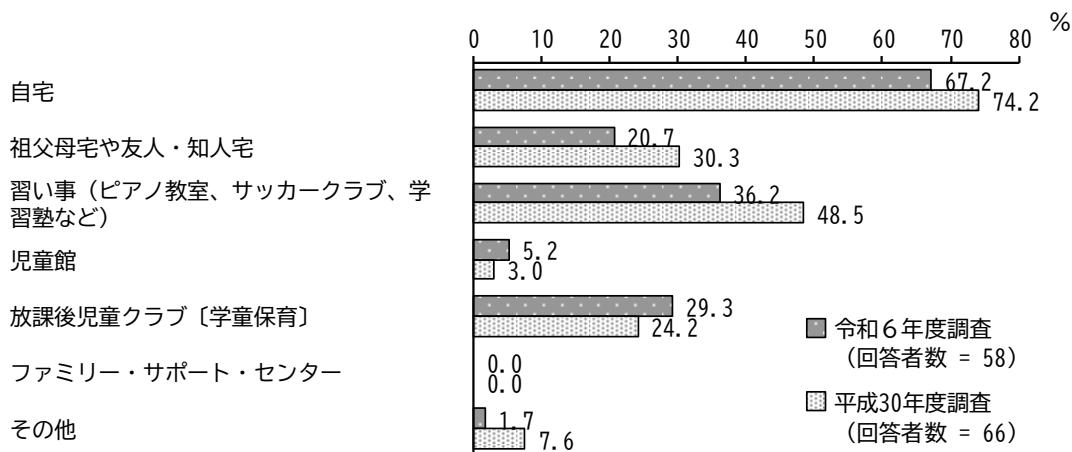
※前回調査では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の選択肢は「習い事」とっていました。

※前回調査では、「その他」の選択肢は「その他（公民館、公園など）」となっていました。

⑯ 小学校高学年に放課後を過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が67.2%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が36.2%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が29.3%となっています。

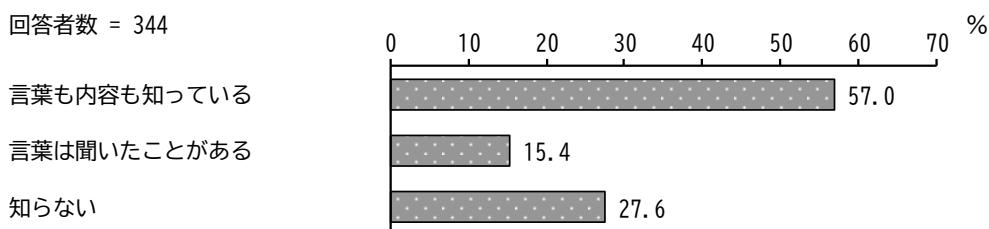
平成30年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が増加しています。一方、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。



※前回調査では、「その他」の選択肢は「その他（公民館、公園など）」となっていました。

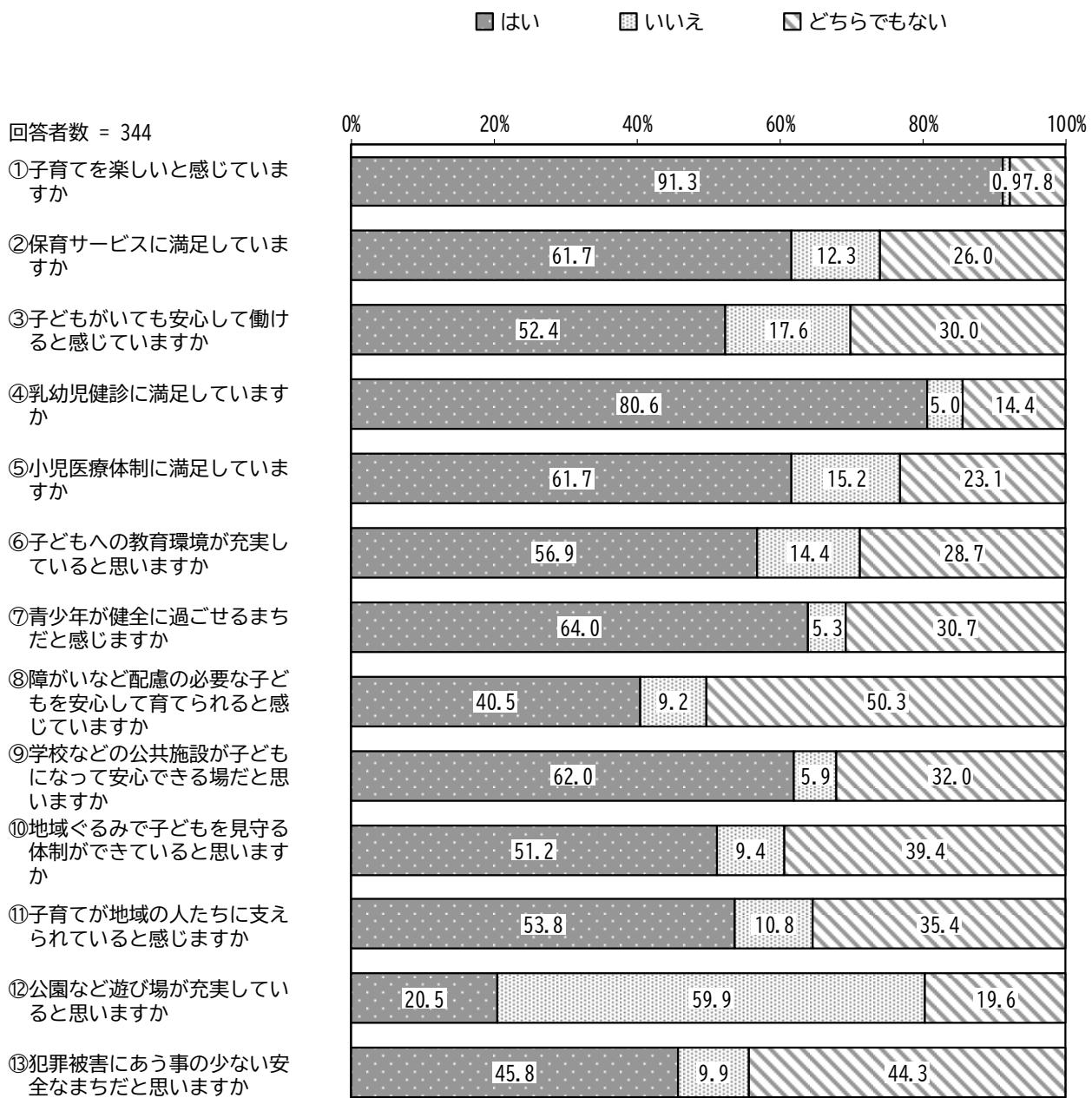
⑰ ヤングケアラーという言葉の認知度（単数回答）

「言葉も内容も知っている」の割合が57.0%と最も高く、次いで「知らない」の割合が27.6%、「言葉は聞いたことがある」の割合が15.4%となっています。



⑯ 町の子育て環境について（単数回答）

『①子育てを楽しいと感じていますか』で「はい」の割合が高くなっています。一方、『⑫公園など遊び場が充実していると思いますか』で「いいえ」の割合が高くなっています。

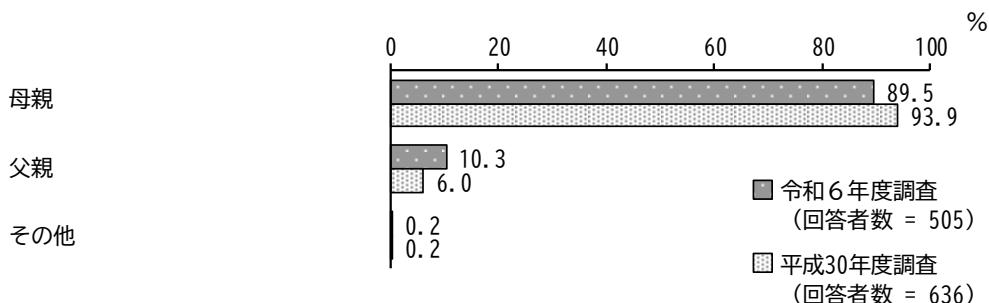


(2) 調査結果（小学生保護者）

① お子さんからみた回答者との関係（単数回答）

「母親」の割合が89.5%、「父親」の割合が10.3%となっています。

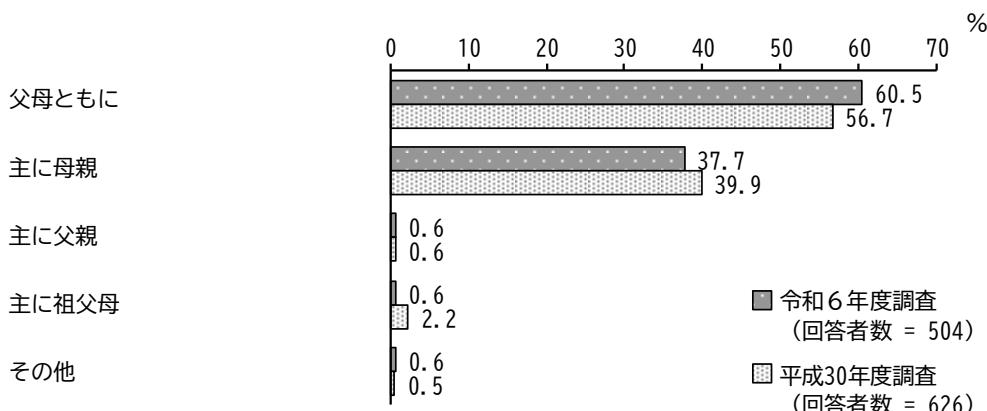
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 子育てを主に行っている方（単数回答）

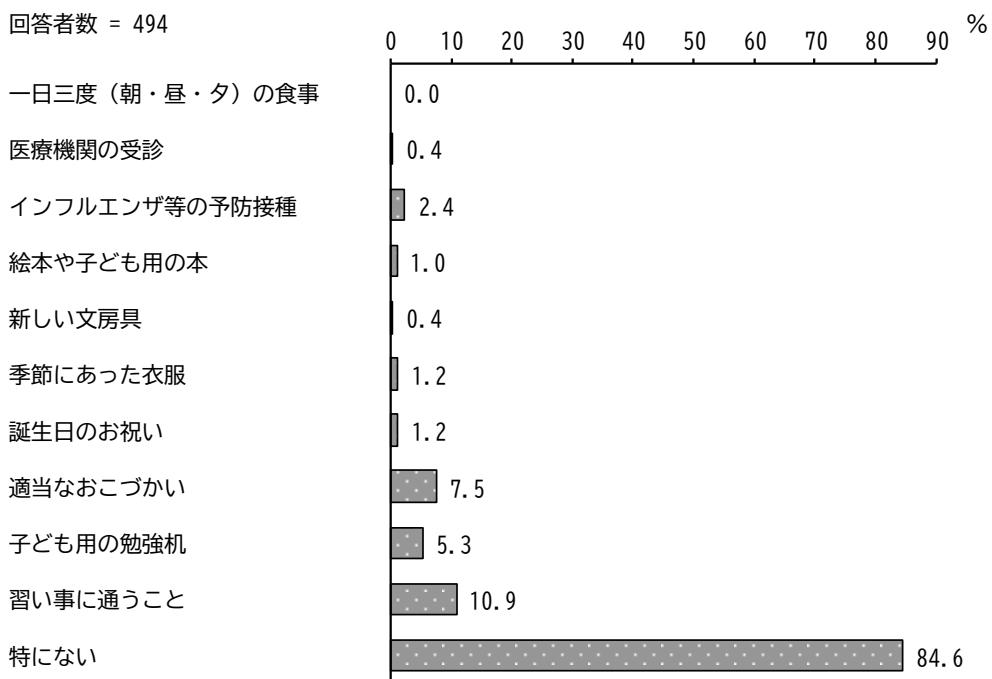
「父母ともに」の割合が60.5%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が37.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



③ 用意できない、または用意できる見込みがない環境・もの（複数回答）

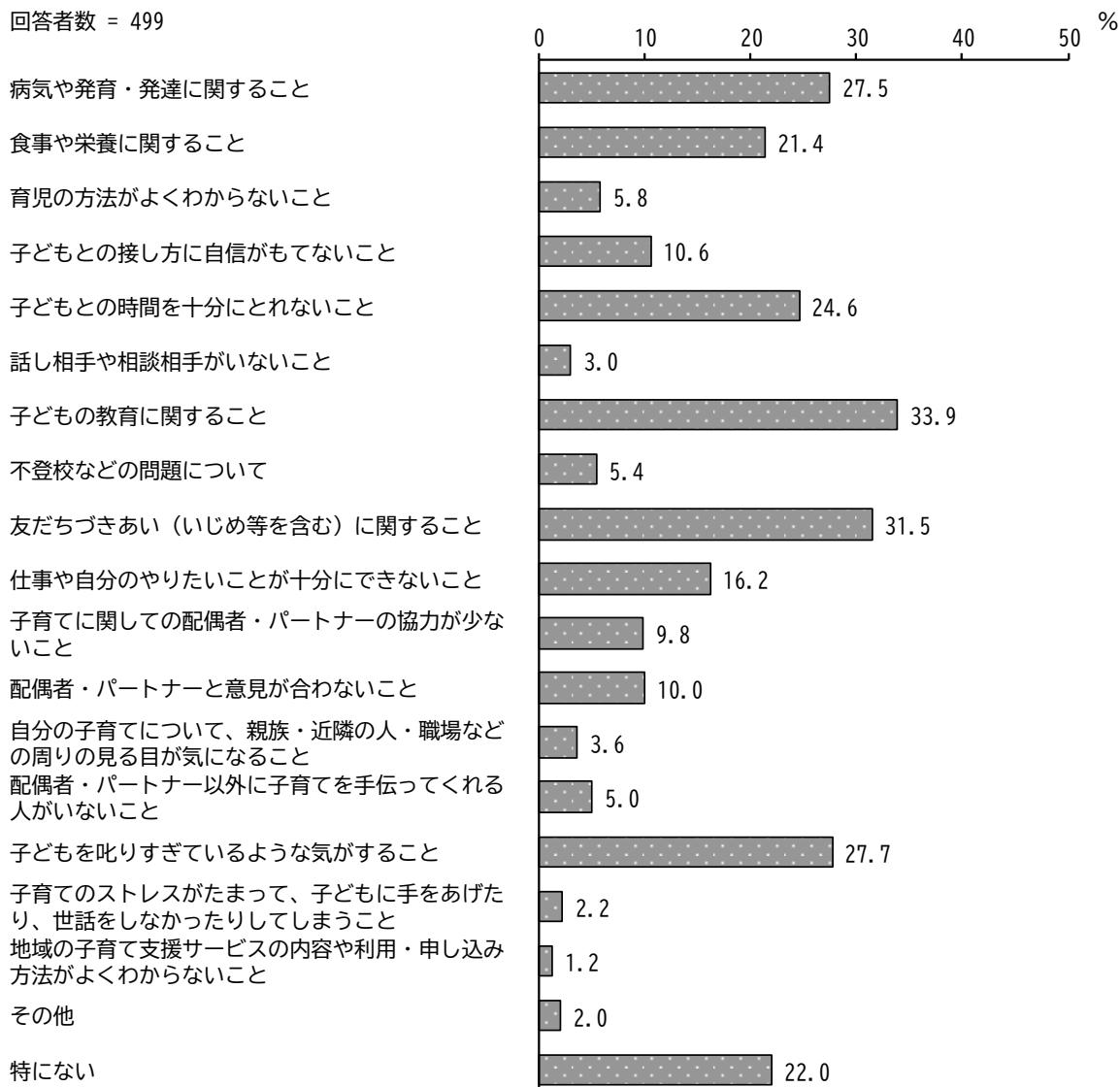
「特にない」の割合が84.6%と最も高く、次いで「習い事に通うこと」の割合が10.9%となっています。



④ 子育てに関して、日常で悩んでいること、気になること（複数回答）

「子どもの教育に関すること」の割合が33.9%と最も高く、次いで「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関するここと」の割合が31.5%、「子どもを叱りすぎているような気がすること」の割合が27.7%となっています。

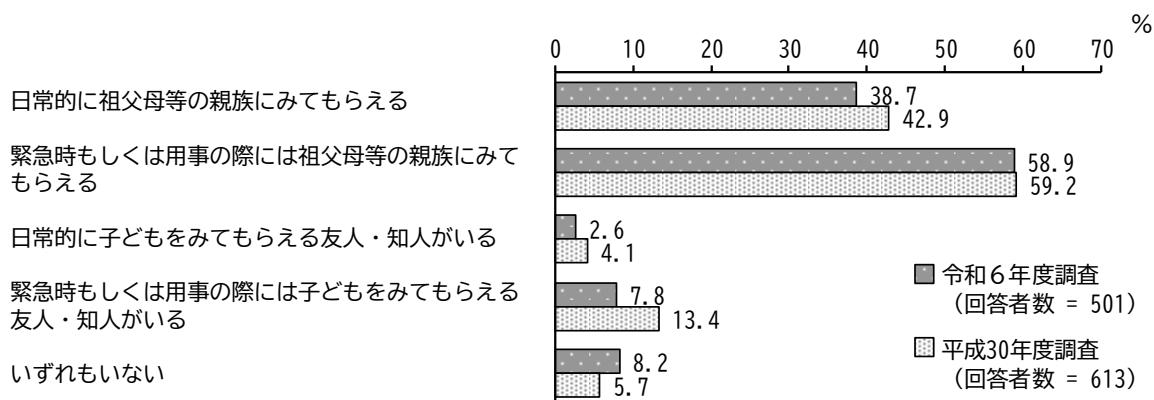
回答者数 = 499



⑤ 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人がいるか（複数回答）

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が58.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が38.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が減少しています。



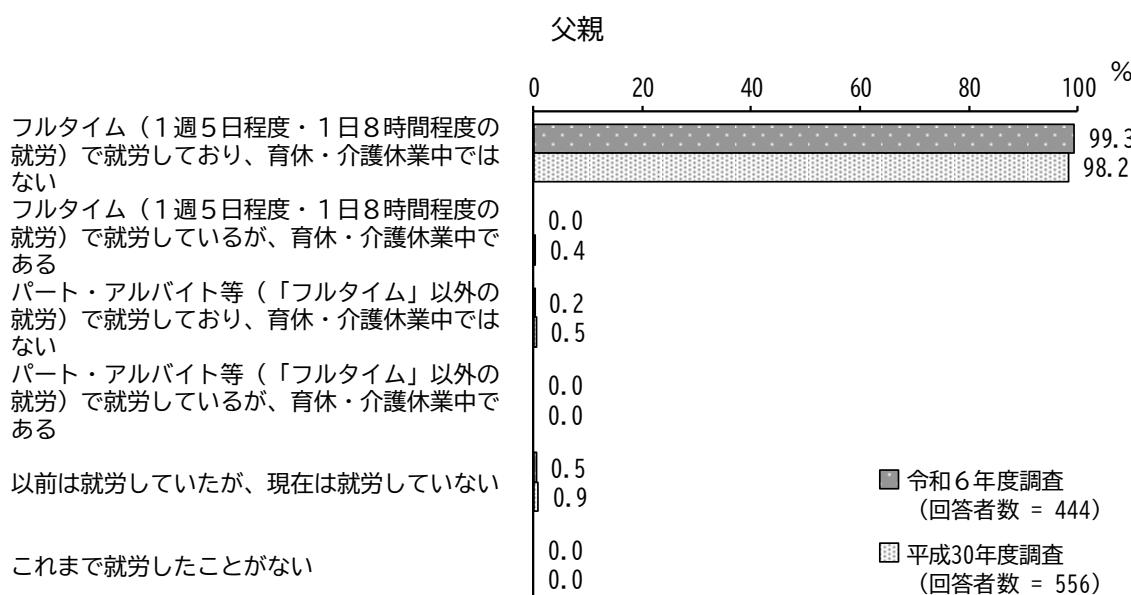
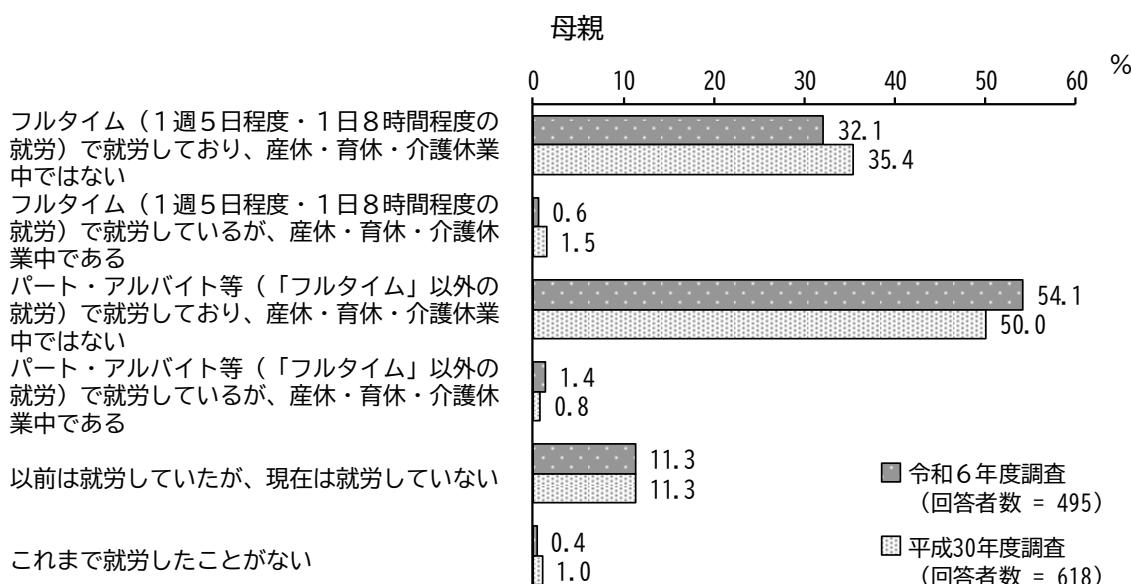
⑥ 保護者の現在の就労状況（単数回答）

母親では「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が54.1%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が32.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が11.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

父親では「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」の割合が99.3%と最も高くなっています。

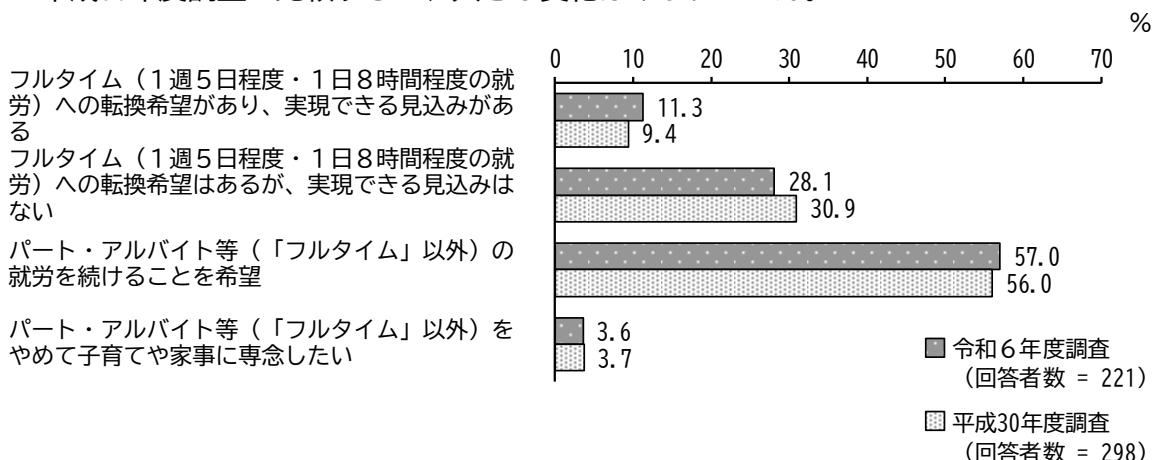
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑦ パート等で働く母親のフルタイムへの転換希望（単数回答）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が57.0%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が28.1%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が11.3%となっています。

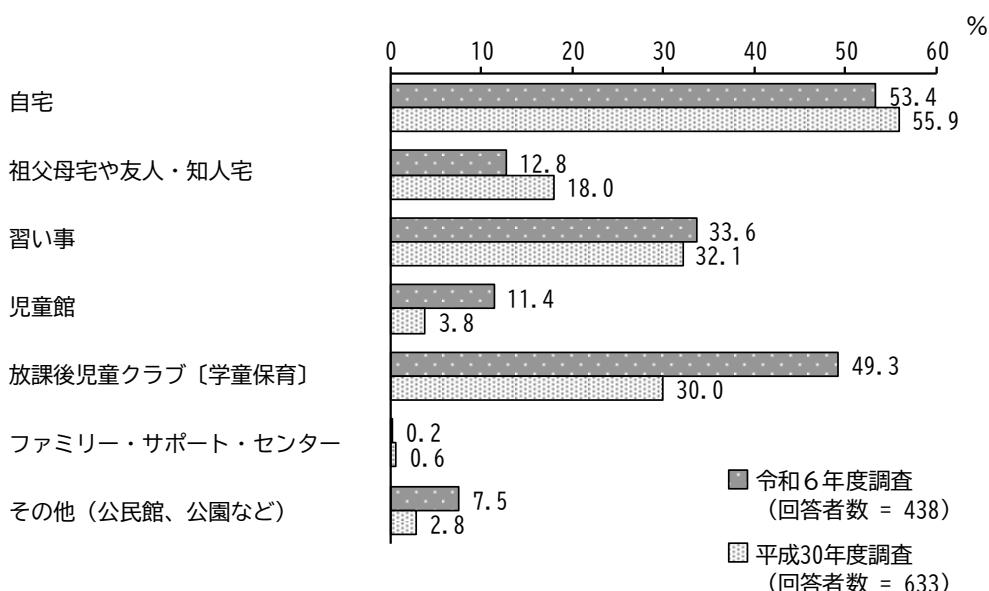
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑧ 小学校低学年に放課後を過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が53.4%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が49.3%、「習い事」の割合が33.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「児童館」「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が増加しています。一方、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が減少しています。

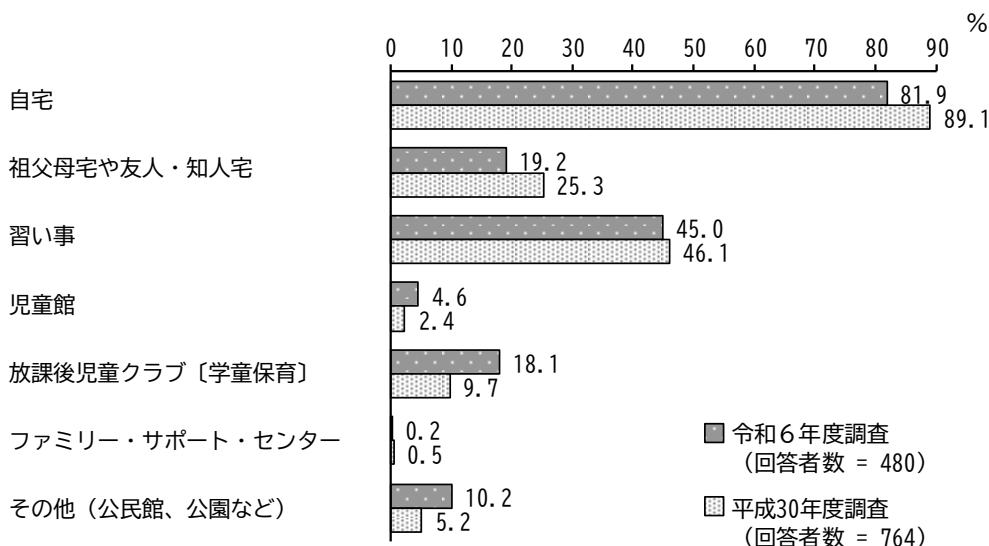


※前回調査では、「習い事」の選択肢は「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」となっていました。

⑨ 小学校高学年に放課後を過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が81.9%と最も高く、次いで「習い事」の割合が45.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が19.2%となっています。

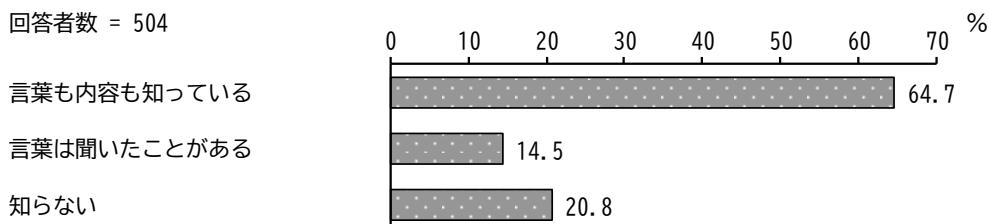
平成30年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が増加しています。一方、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が減少しています。



※前回調査では、「習い事」の選択肢は「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」となっていました。

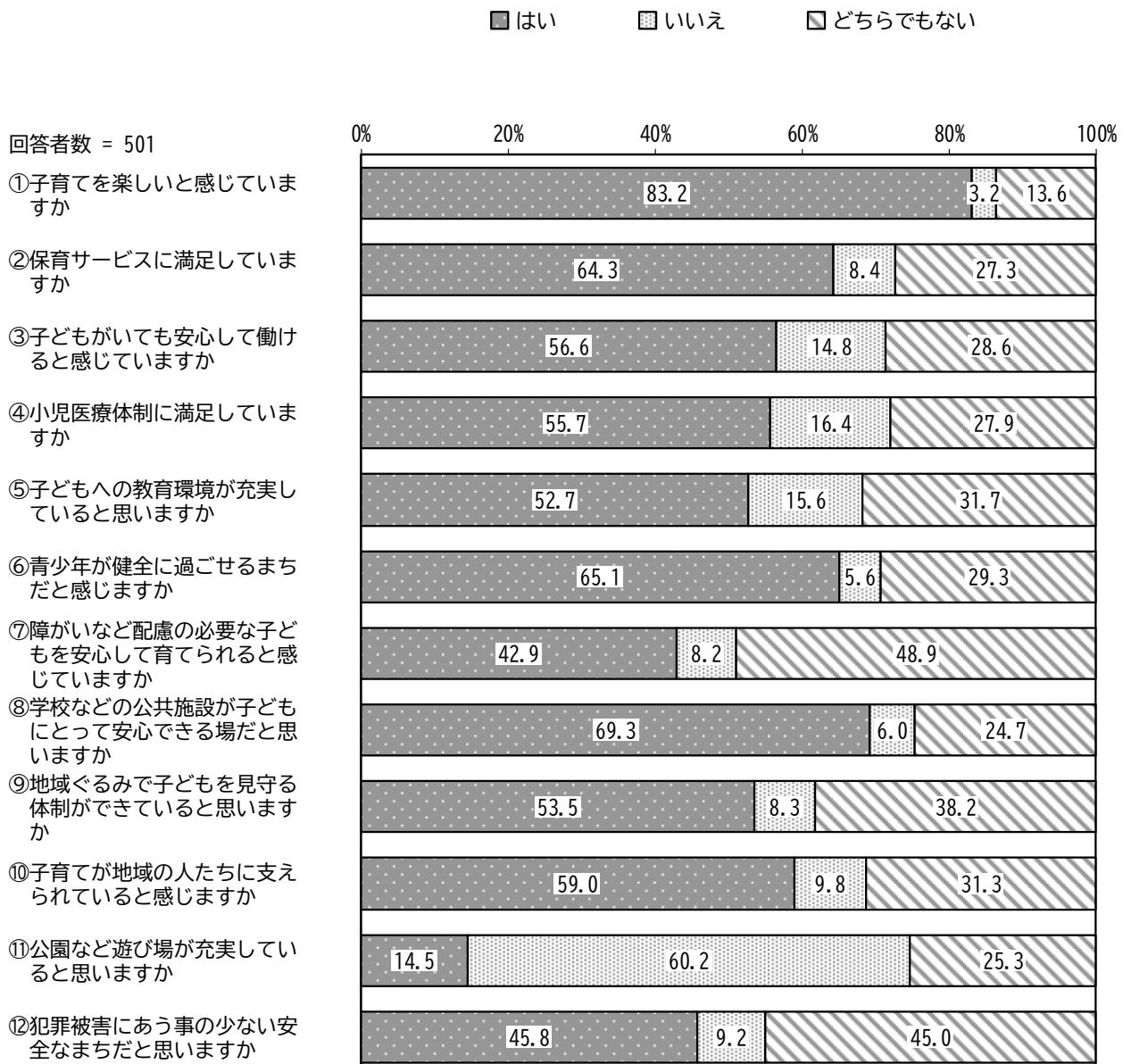
⑩ ヤングケアラーという言葉の認知度（単数回答）

「言葉も内容も知っている」の割合が64.7%と最も高く、次いで「知らない」の割合が20.8%、「言葉は聞いたことがある」の割合が14.5%となっています。



⑪ 町の子育て環境について（単数回答）

『①子育てを楽しいと感じていますか』で「はい」の割合が高くなっています。一方、『⑪公園など遊び場が充実していると思いますか』で「いいえ」の割合が高くなっています。



(3) 調査結果（小学生本人）

① 自分のことが好きかどうか（単数回答）

「だいたいそう思う」の割合が42.3%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が34.6%、「あまりそう思わない」の割合が18.6%となっています。

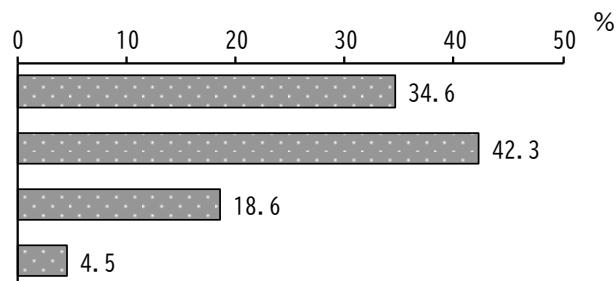
回答者数 = 312

そう思う

だいたいそう思う

あまりそう思わない

そう思わない



② 自分には良いところがあると思うか（単数回答）

「そう思う」の割合が47.8%と最も高く、次いで「だいたいそう思う」の割合が34.9%、「あまりそう思わない」の割合が15.1%となっています。

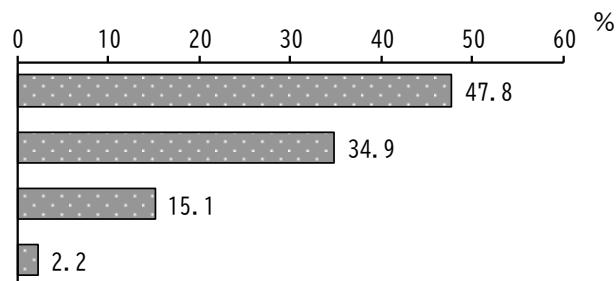
回答者数 = 312

そう思う

だいたいそう思う

あまりそう思わない

そう思わない



③ まわりの人から大切にされていると思うか（単数回答）

「そう思う」の割合が50.3%と最も高く、次いで「だいたいそう思う」の割合が43.3%となっています。

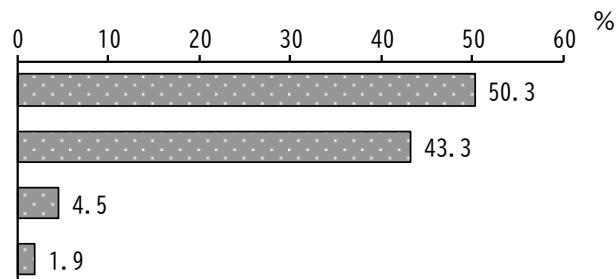
回答者数 = 312

そう思う

だいたいそう思う

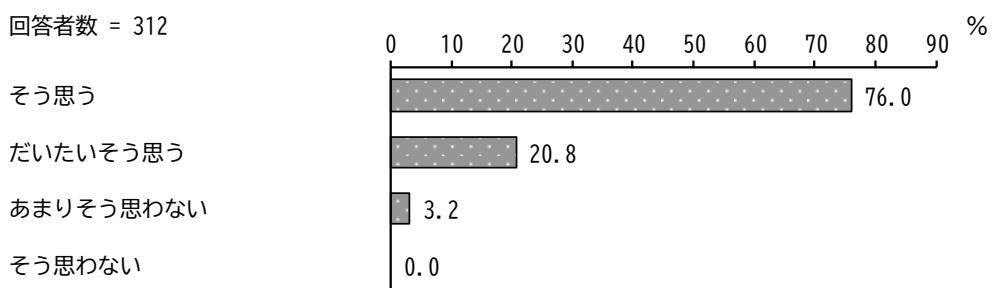
あまりそう思わない

そう思わない



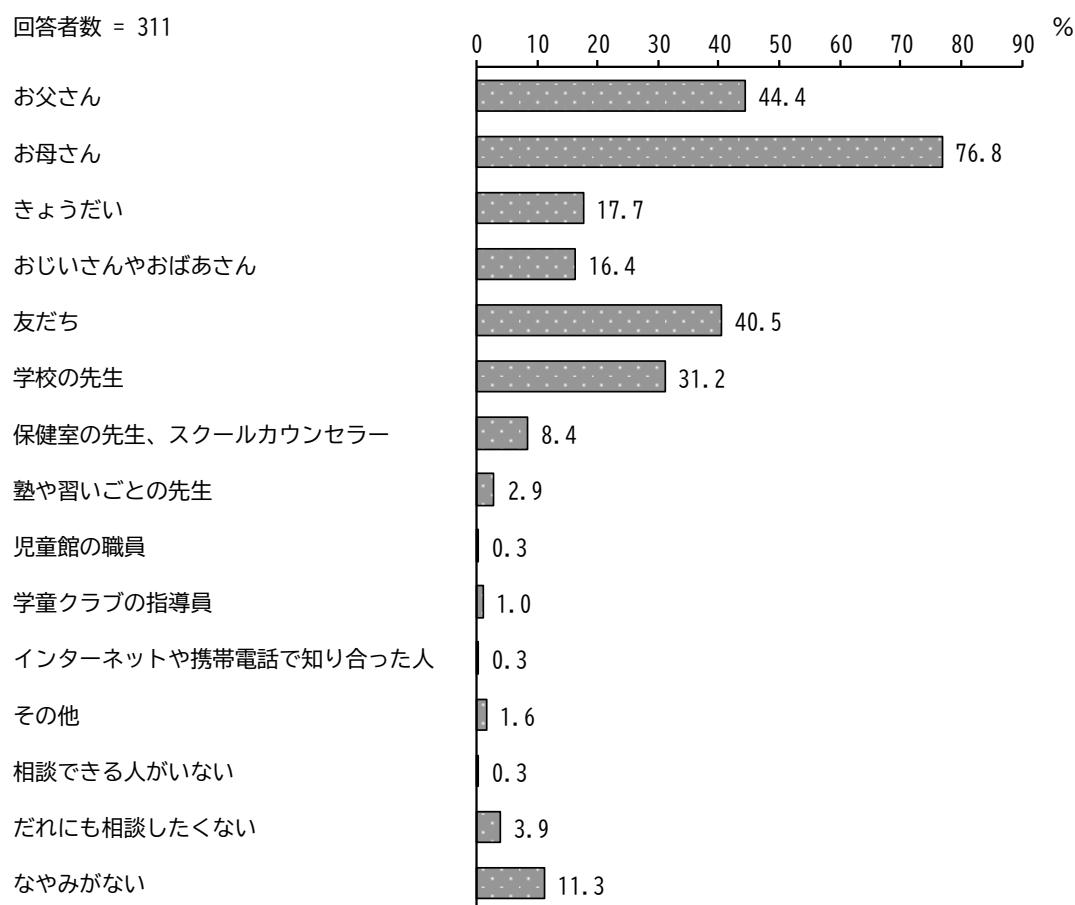
④ 自分の命が守られ安心して暮らしていると思うか（単数回答）

「そう思う」の割合が76.0%と最も高く、次いで「だいたいそう思う」の割合が20.8%となっています。



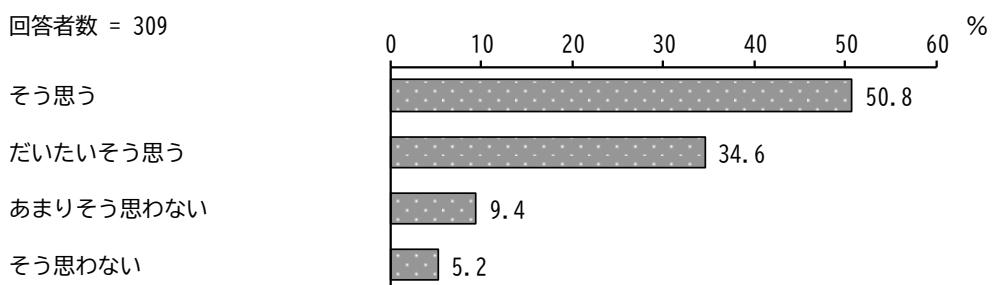
⑤ 困ったとき、つらいときの相談相手（複数回答）

「お母さん」の割合が76.8%と最も高く、次いで「お父さん」の割合が44.4%、「友だち」の割合が40.5%となっています。



⑥ 家であなたの考え方や思っていることを聞いてもらっているか（単数回答）

「そう思う」の割合が50.8%と最も高く、次いで「だいたいそう思う」の割合が34.6%となっています。



【自己肯定感別】※34ページの「① 自分のことが好きかどうか」別

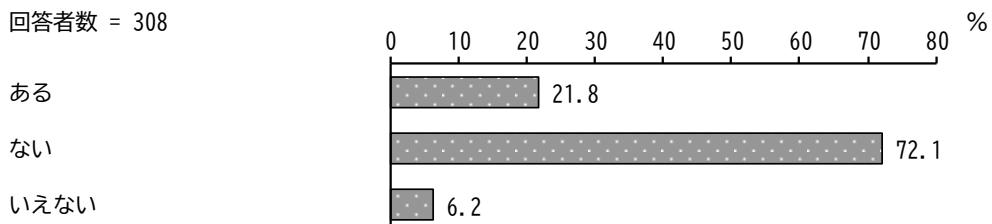
「あなたは、自分のことが好きですか。」の質問で「そう思う」と答えた方で、家であなたの考え方や思っていることを聞いてもらっているかについて「そう思う」の割合が高くなっています。

単位：%

		⑥ 家であなたの考え方や思っていることを聞いてもらっているか				
区分		(件) 回答者 数	そう 思 う	そ だ い 思 う い	そ あ り 思 わ な い	そ う 思 わ な い
① 自分 のことが 好きかど うか	全 体	309	50.8	34.6	9.4	5.2
	そ う 思 う	107	74.8	13.1	7.5	4.7
	だいたいそ う 思 う	129	43.4	48.1	5.4	3.1
	あ ま り そ う 思 な い	58	32.8	44.8	17.2	5.2
	そ う 思 な い	14	14.3	28.6	28.6	28.6

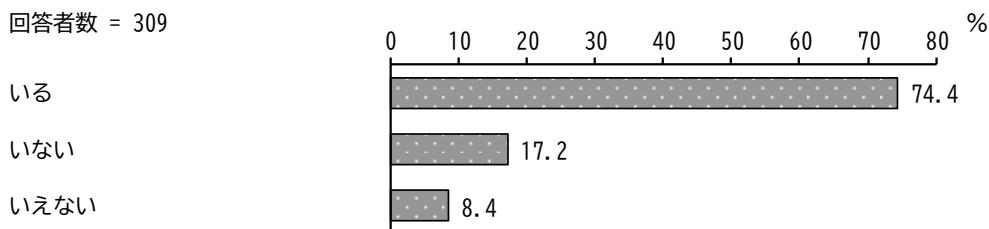
⑦ 親や家族の人がもっとあなたの意見を聞いてほしいと思うか（単数回答）

「ない」の割合が72.1%と最も高く、次いで「ある」の割合が21.8%となっています。



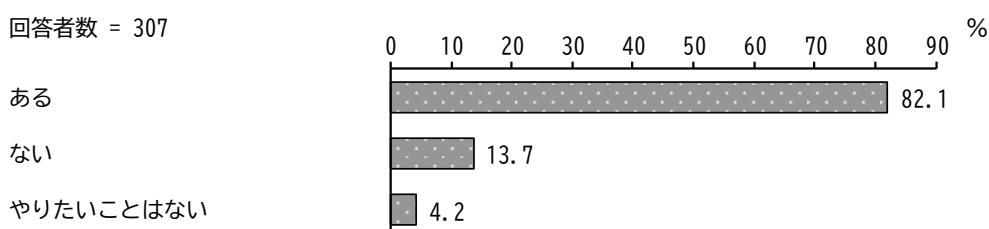
⑧ 学校であなたの考え方や思っていることを伝えられる人の有無（単数回答）

「いる」の割合が74.4%と最も高く、次いで「いない」の割合が17.2%となっています。



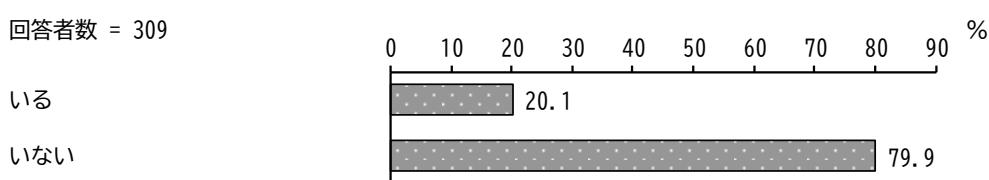
⑨ 玉城町の中でやりたいことができる場所の有無（単数回答）

「ある」の割合が82.1%と最も高く、次いで「ない」の割合が13.7%となっています。



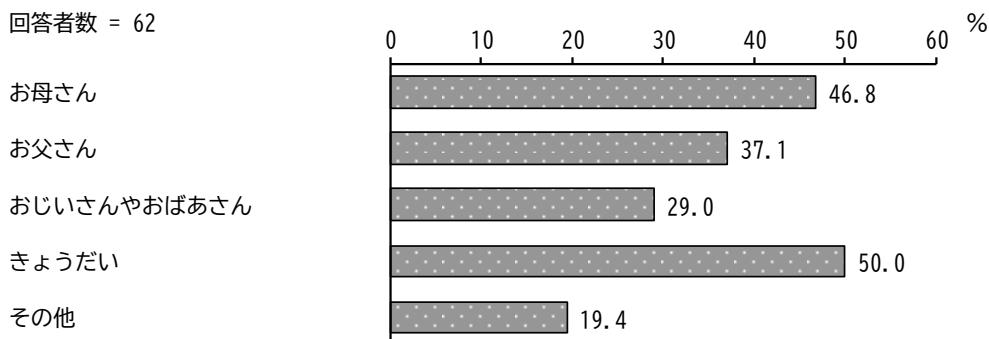
⑩ 家族の中にあなたがお世話している人がいるか（単数回答）

「いる」の割合が20.1%、「いない」の割合が79.9%となっています。



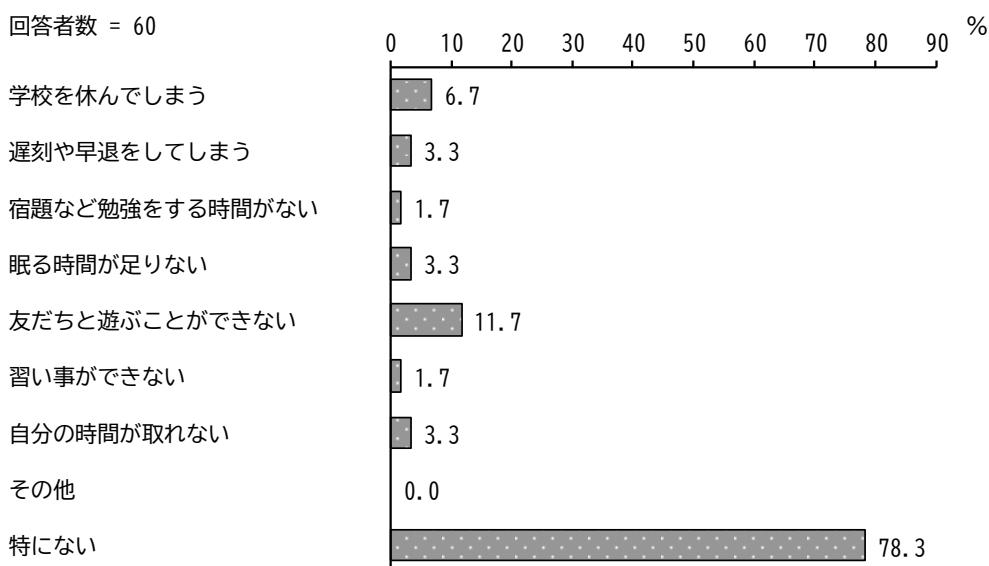
⑪ お世話している人は誰か（複数回答）

「きょうだい」の割合が50.0%と最も高く、次いで「お母さん」の割合が46.8%、「お父さん」の割合が37.1%となっています。



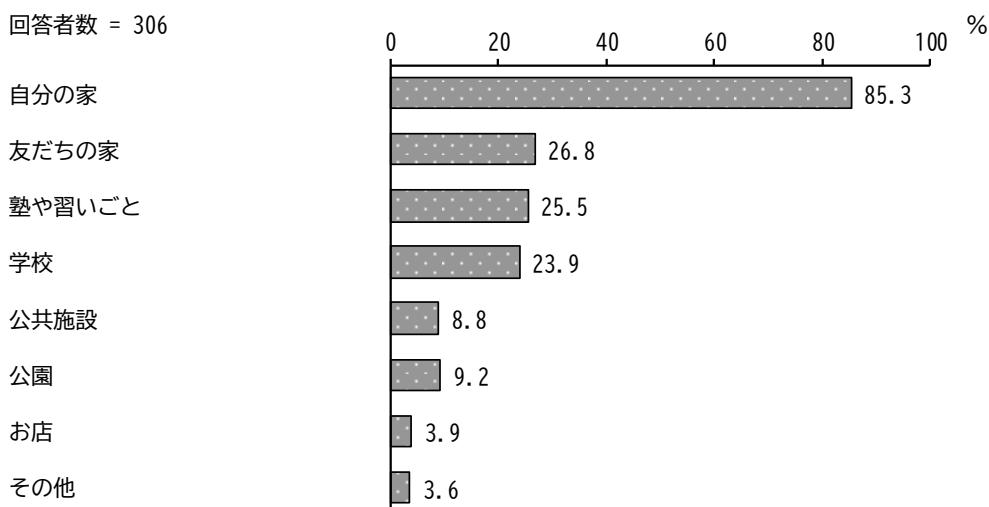
⑫ お世話をしていて経験したこと（複数回答）

「特にない」の割合が78.3%と最も高く、次いで「友だちと遊ぶことができない」の割合が11.7%となっています。



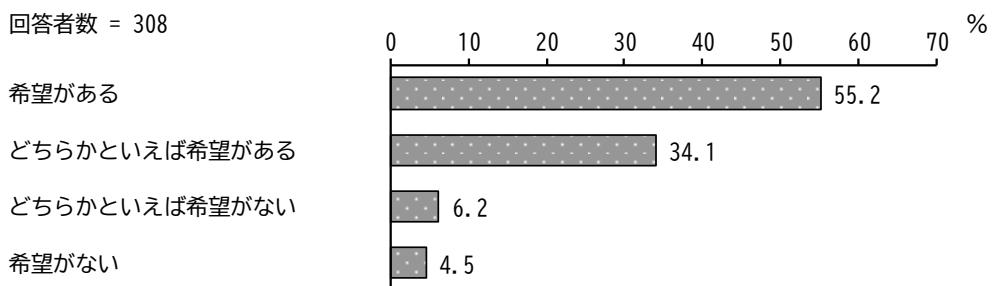
⑬ 平日や放課後に過ごすのが多い場所（複数回答）

「自分の家」の割合が85.3%と最も高く、次いで「友だちの家」の割合が26.8%、「塾や習いごと」の割合が25.5%となっています。



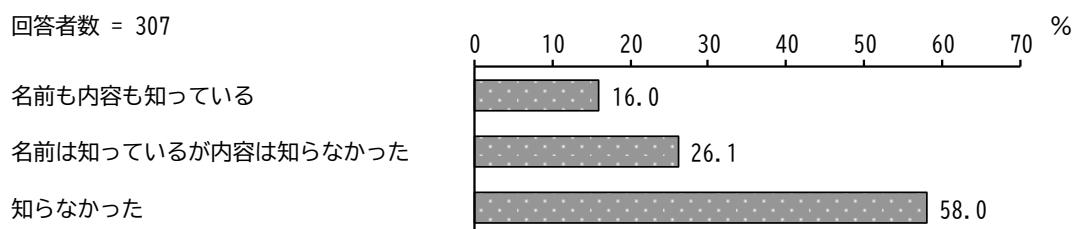
⑭ 自分の将来について希望を持っているか（単数回答）

「希望がある」の割合が55.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば希望がある」の割合が34.1%となっています。



⑮ 「子どもの権利」の認知度（単数回答）

「知らなかった」の割合が58.0%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が26.1%、「名前も内容も知っている」の割合が16.0%となっています。



4 ヒアリングからみた玉城町の現状

(1) 玉城町子育て支援に関するアンケート調査概要

① 調査対象

子育て支援者・事業者	その他（行政）
<ul style="list-style-type: none">・さくら児童館職員・梅がおか児童館職員・いなほの郷児童クラブ室職員・つつじが丘児童クラブ室職員・わんず（養育支援訪問の委託先）・親子食堂たまる（子ども食堂）運営者・保育所・保育園、認定こども園、私立幼稚園（所長・園長、主任保育士、職員） <p>※町民が利用している町外（伊勢、明和、多気等）施設含む</p>	<ul style="list-style-type: none">・子育て支援担当者・子どものことばや発達などの担当者・教育委員会担当者

② 調査実施時期

令和6年7月10日～令和6年7月23日

③ 調査実施手法

事前にヒアリングシートを配布し、対面にて聞き取りを行った。

④ 主な調査結果

1. 運営・活動にあたって、子どもの意見をどの程度まで取り入れていますか。

選択肢	件数
全面的に取り入れている	0件
ある程度は取り入れているが、内容によっては取り入れていない	11件
ほとんど取り入れていない	3件
無回答	2件

2. 「こども基本法」や「こども家庭庁の登場などによって、活動内容に変化はありましたか。

- ・ 活動内容に変化はない。法律に定められることによって、活動する者にとっても後押しになるものと考える。
- ・ 子どもの意見は対象児が小さいので取り入れられないが、子どもにつけたい力や母の希望などをくみ取って企画している。また、「こども基本法」や「こども家庭庁の動向など」には注視している。
- ・ 計画の策定では、子どもの意見を尊重することを意識している。「こども家庭庁」により情報の発信の仕方も変わり、参考にはしているが、活動や支援方法について大きな変化はない。
- ・ ヤングケアラーの意識が強くなった。
- ・ 子ども主体の保育の展開を意識している。

3. 園や施設に通う子どもたちをみて、幼児期に身につけておくべき「生きる力」について、気になること

《生活面について》

- ・ 生活リズムが乱れると全体に影響が出る。
- ・ 食事のマナーが悪い子がいる（例：食べ物を口に入れすぎる、よく噛まずに飲み込む）。
- ・ 食事中に立ち歩き、座って食べられない子がいる。
- ・ 親の生活リズムに振り回され、子どもの生活リズムが乱れている家庭がある。
- ・ 離乳食やおむつの問題を保育所に任せる親が増えている。
- ・ 親が早寝早起きできず、子どもの生活リズムが乱れている。
- ・ 子どもの「自分でやろう」という意識が低下している。
- ・ 親のスマホでゲームやYouTubeを長時間見ている子がいる。
- ・ 朝ごはんをしっかり食べてこない子がいる。
- ・ 規則正しい生活ができていない子がいる。
- ・ 共働き家庭やひとり親家庭の影響が大きい。

《人とかかわる力について》

- ・ あきらめないことが大事。
- ・ 相手の気持ちを考えられない子がいる。
- ・ 言葉より手が出てしまう子がいる。
- ・ ゲームやテレビの影響で言葉遣いが不適切になることがある。
- ・ 子どもにはトラブルを経験することが大事だが、親がトラブルを避ける場面が見られる。
- ・ 人との関わりを諦めず、関心を持ち続けることが大切。
- ・ 友達との関わり方が上手くない子がいる。
- ・ 表情を読み取る力が低下している子がいる。
- ・ 困っている人を助けられる子がいる。
- ・ 幸せや嬉しい経験をたくさんすることで、人にも優しくなる。

《学ぶ力をつけるには》

- ・人に伝える力、アウトプットする力を育てる。
- ・多くの体験ができる環境を整える。
- ・失敗しても大丈夫というリアルな経験をさせる。
- ・安心で安全な生活を保障する。
- ・子どもの「やってみたい」という気持ちを育てる。
- ・自分の得意なことや好きなことを見つけて取り組む。
- ・遊びの中で、さまざまな経験や体験をさせる。
- ・体験や学びが成長の過程で生きる力の土台となる。
- ・たくさん遊ぶことが重要であり、その環境を準備する大人の存在も大切。
- ・自発的に経験を積み、トラブルを通じて自分で解決する力を身につける。

4. 子どもたちを見て、貧困、障害、外国籍など気になること

- ・物価上昇が生活に大きな負担を感じる。
- ・貧困世帯が増加している。
- ・ヤングケアラーの状況が把握しにくく、負担が懸念される。
- ・支援が必要な児童が増加しており、家庭環境や保護者の問題も影響。
- ・保護者支援の重要性が高いが、同じ方向性を持つのは難しい。
- ・子どもの心の貧困が心配される。
- ・離婚家庭の増加と経済的影响が心配。
- ・困難な状況が重なると家庭が孤立し、支援が得られない。
- ・子どもの立場に立って支援することが重要。

5. その他、子育て支援について

- ・不登校の子どもが増加している。
- ・学校が安心できる場所でないことが懸念される。
- ・家庭と学校だけでなく、地域全体での支援が必要。
- ・早期対応で長期化を防ぐことが重要。
- ・子育て支援には官民連携が必要。
- ・子どもの権利を保障する施策が必要。
- ・保育士の確保と保育所の移転が必要。
- ・子どもと親が安心して遊べる公園や図書館の建設が必要。
- ・支援の場の認知度向上が必要。
- ・子どもと保護者に寄り添い、安心できる環境を整ることが重要。

5 次期計画に向けた課題

次期計画に向けて、当町のこれまでの取り組みや、アンケート調査結果、ヒアリング調査結果に基づき、以下のとおり課題を整理しました。

- 未就学児保護者・小学生保護者ともに、母親と父親の半数以上がフルタイムないしはパートタイムで就労している状況の中、子育ては父母共同で行っている割合が最も高くなっています。前回調査から増加傾向にある。また、ヒアリング調査では「働きたい親が子どもを預けられる環境整備が必要」と意見があったことから、父親と母親の双方が働きながら子育てを担っている状況を見据えた支援が必要となっている。
- 公園などの遊び場が充実していないと感じる保護者が未就学児保護者・小学生保護者ともに6割近くいる状況となっており、小学生本人においても、玉城町の中でやりたいことができる場所が「ない」とする子どもが1割強存在する。また、ヒアリング調査でも「子どもと親が安心して遊べる公園や文化に触れられる図書館の建設が必要」と意見があったことから、子どもたちの園外・学校外での遊び場、居場所を確保していくことが求められている。
- 小学生本人において、「子どもの権利」認知度は5割を下回っていることから、さらなる周知が求められる状況であり、子どもの権利の中でも重要な要素である「意見をきいてもらえること」については、2割近くの子どもがもっと意見を聞いてほしいと回答している状況である。また、ヒアリング調査では「大人も子どもも「子どもの権利」を学ぶ必要がある」と意見があったことから、子どもの権利について学ぶ機会の創出や保護者への周知・啓発も必要である。
- お世話をしている家族がいる小学生が2割近くおり、そのうちの1割強が「友だちと遊ぶことができない」、1割弱が「学校を休んでしまう」という状況にある。また、ヒアリング調査では「ヤングケアラーの状況が把握しにくいが、子どもたちの負担が気になる」と意見があったことから、町内のヤングケアラーの状況について更なる調査を行い、状況改善の必要性を検討することが重要である。
- 経済的な理由でお子さんを習い事に通わせることができない保護者が未就学保護者で2割弱、小学生保護者で1割強いる状況にある。また、ヒアリング調査では「経済的影響が大きく、将来の格差が心配」と意見があったことから、子育て世帯への経済的支援を継続し、世帯ごとの学びの格差を減らしていく必要がある。

○子育てについての悩みとして、未就学児保護者では「病気や発育・発達に関すること」の割合が3割と高くなっている。また、ヒアリング調査では「療育に通園している園児が増えている」と意見があったことから、医療体制や発達支援の充実が求められていると考えられる

○子育てについての悩みとして、小学生保護者では「子どもの教育に関すること」の割合が3割と高くなっている。また、ヒアリング調査では「体験や学びが大人へ成長していく過程で生きる力の土台となっていく」と意見があったことから、教育環境のさらなる充実が求められている。

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

玉城町では、「第6次玉城町総合計画」において、まちの将来像を「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」とし、今後の社会環境の変化に対応しながら、これまでのまちづくりの成果を持続・発展させるまちづくりを推進しています。

また、国では「こども大綱」において、子どもの視点に立って意見を聴き、子どもにとって一番の利益を考え、子どもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本計画では、「すべての子どもの健やかな育ちを見守り、支援していくまち たまき」を基本理念とします。

【 基 本 理 念 】

すべての子どもの健やかな育ちを見守り、支援していくまち たまき

2 計画策定の視点

本計画では、次の3つを基本的な視点として、子育て支援施策を通じた取り組みを行っていきます。

(1) 子どもや子育て当事者の視点を尊重する

子どもは、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。そのため、子どもを、多様な人格を持った個として尊重し、その権利は保障されます。

また、子どもが、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、自己肯定感や自己有用感、地域社会の一員としての主体性を高めることにつながるため、大人は、子どもの意見を年齢や発達の程度に応じて尊重することが大切です。

そのため、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

(2) ライフステージに応じて切れ目なく支援する

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長します。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの子どもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、子どもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。

そのため、子どもが自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供していきます。

(3) 全ての子どもが幸せな状態で成長できるようにする

貧困と格差は、子どもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながります。貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全ての子どもが幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全ての子ども施策の基盤となります。

そのため、乳幼児期からの安定した愛着の形成を保障するとともに、愛着を土台として、子どもの良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、全ての子どもが、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組みます。

3 計画の基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、計画策定の視点に基づき、以下のとおり基本目標を定めます。

(1) 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

保護者が仕事等で家庭にいない小学生の子どもが、放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブの充実に取り組みます。

また、多様な遊びや体験は、子ども・若者のすこやかな成長の原点であり、言語や数量等の感覚、創造力や好奇心、自尊心、やり抜く力、折り合いをつける力など様々な能力を養うとともに、多様な動きを身に付け、健康を維持することにもつながります。

さらに、子どもが、よりよい環境で学習および生活ができる環境づくりを進めます。

(2) すべての子どもが健やかに成長するまちづくり

未来を担う子ども・若者の成長と自立を支えるため、子ども・若者の権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援します。

児童虐待については、未然防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関と連携した一体的な施策に取り組みます。

また、障がいのある方、ヤングケアラー、ひきこもりの状態にある方等、配慮や支援が必要な子どもや家庭を対象に、関係機関等と連携を図りながら、継続的・包括的に支援します。

さらに、経済的困難を抱える等、貧困状態にある子どもや子育て家庭に対しては、相談支援や学習支援など自立につながる支援を推進します。

(3) 子どもの成長と親としての成長を支えあう環境づくり

子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てしやすい環境をつくるため、家庭と地域が連携し、地域全体で子どもを育てていく環境づくりを推進します。

また、ひとり親家庭への相談支援や自立を促進するための支援等、ひとり親家庭等との子どもが安心して地域で暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

さらに、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、保護者および子ども・若者が安心して過ごせるまちづくりに取り組みます。

(4) 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

子どもの幸せな将来の実現に向け、子どもの権利を尊重し、ライフステージに応じた子どもやその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。そのため、教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期から保護者および子どもの発育・発達への支援に取り組みます。

また、子育ては、子どもの誕生前から青年期を経て、大人になるまで続くものとの認識のもと、ライフステージを通じて切れ目なく支え、社会全体で子ども、若者、子育て当事者を総合的に支援します。

4 計画の成果指標

本計画の進捗状況を確認するため、「こども大綱」を踏まえ、基本目標別に指標を設定し目指す方向性に向けて取り組みます。

子ども本人および保護者の状況は、計画策定のために実施したアンケート調査に基づくものです。なお、成果指標は計画の進捗を定量的に図る目安であり、計画推進にあたっては、すべての対象者等に対して施策実施等をするものです。

基本目標	指標	計画策定時 (令和6年度)	目指す方向性
(1)子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	就学前施設の待機児童数	26人	減少
	放課後児童クラブの待機児童数	0人	維持
(2)すべての子どもが健やかに成長するまちづくり	自分のことが好きだと思う割合 (そう思う+だいたいそう思う) 【小学生本人】	76.9%	増加
	まわりの人から大切にされていると思う割合 (そう思う+だいたいそう思う) 【小学生本人】	93.6%	増加
(3)子どもの成長と親としての成長を支えあう環境づくり	子育てを楽しいと感じる割合	未就学児保護者：91.3% 小学生保護者：83.2%	維持
(4)安心して子どもを産み育てられる環境づくり	子どもがいても安心して働くと感じる割合	未就学児保護者：52.4% 小学生保護者：56.6%	増加

5 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

すべての子どもの健やかな育ちを見守り、支援していくまち たまき

1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

幼児期の教育・保育の総合的な提供

児童の放課後の過ごし方への支援

地域における多様な子育て支援の充実

多様な遊びや体験・活躍ができる機会や居場所の創設

次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備

2 すべての子どもが健やかに成長するまちづくり

子どもが権利の主体であることの周知

要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待防止対策と社会的養護の推進およびヤングケアラーへの支援

子どもの貧困対策の推進

子どもの自殺対策の推進

3 子どもの成長と親としての成長を支えあう環境づくり

子育ての相談・支援体制の充実

地域や家庭の教育力の向上

4 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

職業生活と家庭生活との両立の推進

ひとり親家庭への支援

安心して外出できる環境の整備

目標実現のための施策

1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

1-1 幼児期の教育・保育の総合的な提供

【現状と課題】

未就学児保護者のアンケート調査では、現在、幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育の事業を利用していない割合が2割近くなっています。

今後、多様化する就労形態等の変化を踏まえ、教育・保育事業の保護者のニーズに対応していくことが必要です。

また、保育所の一時預かりや幼稚園の預かり保育などの不定期に利用している事業については、利用を希望する人もおり、子育て支援について、一時預かり保育、延長保育、病児保育など多様なニーズにあった保育サービスの充実が必要です。

① 保育サービスの充実

取り組み	内容	担当課
保育の充実	保育内容や保育環境の充実に努めながら、通常保育事業を継続して実施し、保育所入所待機児童ゼロを目指します。また、適正な保育料金や職員等の配置に関する多様な保育ニーズについて検討していきます。	保健福祉課
延長保育	各保育所で実施している延長保育については、女性の社会進出増加に伴う保育ニーズの多様化に対応できるよう態勢の充実を図るとともに、ファミリーサポートセンター事業などとの連携を継続します。	保健福祉課
土曜保育	現状における土曜保育ニーズは少ないものの、柔軟な対応を検討していきます。	保健福祉課
ニーズに応じた保育	急な用事やリフレッシュ、求職活動や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズにあわせて子どもを預かる一時預かり事業（一時保育）を行うと共に、ファミリーサポートセンター事業の利用促進を図ります。	保健福祉課
家庭保育応援給付金	満6ヶ月から満3歳までの児童を家庭において保育している保護者に対し、家庭内保育に係る経済的負担を軽減し、子どもの健全育成と子育て支援の充実を図るため玉城町家庭保育応援給付金を支給しています。	保健福祉課

② 就学前教育の充実

取り組み	内容	担当課
体制の検討	就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」について、必要に応じて、多様化する教育ニーズに対応していきます。	保健福祉課

1-2 児童の放課後の過ごし方への支援

【現状と課題】

未就学児保護者のアンケート調査では、子どもが小学校低学年時に放課後を過ごさせたい場所について「放課後児童クラブ」の割合が6割となっており、高学年時では3割近くなっています。小学生保護者のアンケート調査では、小学校低学年時に放課後を過ごさせたい場所について「放課後児童クラブ」の割合が5割近くなっており、高学年時では2割近くなっています。

今後、放課後の子どもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿の整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保していくことが必要です。

① 放課後児童の健全育成

取り組み	内容	担当課
放課後児童クラブ	放課後児童クラブについては、今後も6年生までの受け入れを継続し、希望者の増加に対応できるよう施設の整備を進めるとともに、指導員の資質向上などを進め、受け入れ態勢を強化します。また、保護者へのスムーズな情報の伝達方法は、情報発信ツールを利用し提供していきます。	保健福祉課
居場所の提供	就労や疾病などにより、放課後や長期休みに保護者が家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るため、放課後児童クラブの運営を継続します。また、NPO法人等が運営する居場所などとも連携していきます。	保健福祉課 教育委員会

1-3 地域における多様な子育て支援の充実

【現状と課題】

未就学児保護者のアンケート調査では、地域子育て支援拠点事業を利用していない割合が9割近くなっています。小学生保護者のアンケート調査では、地域子育て支援拠点事業を利用していないが、今後利用したいの割合が3割近くなっています。

今後、地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みの相談、情報を収集することができる場を提供することが重要です。

① 子育て支援サービスの充実

取り組み	内容	担当課
ファミリーサポートセンター事業	幅広い世代に向けファミリーサポートセンター事業の普及・啓発に努め、「援助を行いたい方（提供会員）」の拡大を図り、育児支援の充実を図ります。また、利用希望状況を的確に把握し、広域連携もあわせて実施していきます。	保健福祉課
病児、病後児保育	伊勢市の病児保育事業と連携しつつ、町内で実施している病後児保育を希望する利用者に対し、町内医療機関と連携した取り組みを推進します。	保健福祉課
利用者支援事業	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。すべての妊産婦および子どもとその家庭への相談支援を行う、「こども家庭センター」を設置していきます。	保健福祉課

② 子育て支援ネットワークの確立

取り組み	内容	担当課
子育て支援ネットワークの確立	個々に行われている子育て支援の活動を、一つのつながりを持ったネットワークとして形成し、情報共有を行いながら体制強化に努めます。 親子を、親子関係形成支援事業などを通して、親同士のつながり、支え合いを継続して進めていきます。 ファミリーサポートセンター等と連携し、地域における子育て支援の担い手を把握するとともに、それらの担い手が地域で効果的な取り組みを開いていきます。	保健福祉課
関係機関との連携強化	地域の子どもの育ちに必要なニーズの把握を行うため、関係機関、NPO法人等と情報や課題を共有し、不足する地域資源の発掘を行っていきます。	保健福祉課

1-4 多様な遊びや体験・活躍ができる機会や居場所の創設

【現状と課題】

未就学児保護者のアンケート調査では、子どもの育成を支援するため、地域の人びとがどのようにかかわることが望ましいかについて、「子どもに自然体験、社会体験活動などの機会を提供する」の割合が高くなっています。小学生本人のアンケート調査では、どんな居場所があればいきたい、利用したいと思うかについて、「自分の部屋など、家で一人でいられる場所」の割合が高くなっています。

今後、多様な自然体験を提供するとともに、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、子ども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組むことが必要です。

① 放課後の居場所

取り組み	内容	担当課
居場所の提供 【再掲】	就労や疾病などにより、放課後や長期休みに保護者が家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るため、放課後児童クラブの設置運営を継続します。また、NPO法人等が運営する居場所などとも連携していきます。	保健福祉課 教育委員会

② 遊びや体験の場の充実

取り組み	内容	担当課
交流の場の確保	身近で気軽な遊び・集い・交流の場である児童館や公園において、子どもの自由な遊びの機会を確保します。	保健福祉課
玉城町青少年を育てる会「育成部会」の活動推進	人権教育・家庭教育・地域づくり・心の教育の観点を軸に、玉城町の親子を対象とした体験活動クラブ「ちゃれたま！」の助言および運営協力をしています。また、子ども会活動の助成や支援等を行います。	教育委員会

③ 地域での居場所づくりの推進

取り組み	内容	担当課
地域の居場所づくり	地域の様々な方の参画を得て、子どもたちの居場所を確保するための取り組みを行います。また、家庭や学校に居場所のない子どもに、児童育成支援拠点事業を実施できるよう体制を整えていきます。	保健福祉課
たまき文化スポーツクラブとの連携	文化活動やスポーツなど様々な体験活動や地域との交流を促進するため、連携を図り事業を実施します。	教育委員会

1-5 次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備

【現状と課題】

未就学児保護者のアンケート調査では、町の子どもへの教育環境が充実していないと答えた割合が1割を超えており、一方、子育てに関して、日常で悩んでいることについて「子どもの教育に関するこころ」と答えた割合が未就学児童保護者では2割を超え、小学生保護者では3割を超えています。今後、家庭、学校、地域等が連携して、様々な学びの機会を得られるよう支援し、地域ぐるみで子どもを育てる教育環境の整備に取り組みます。

① 学力の向上

取り組み	内容	担当課
学力向上推進協議会の取り組み	学力の向上と家庭学習習慣の一層の定着を図ることを目的に、課題に向けた取り組みを継続的に実施します。	教育委員会
GIGAスクール構想の推進	1人1台端末の環境を整備することで、多様な子どもたちの一人ひとりにとって最適な学びを実現し、教育の質を高めます。	教育委員会

② 子どもの心の育成

取り組み	内容	担当課
人権教育の推進	道徳や人権学習を進めるとともに、地域福祉座談会などで、地域と連携した学習を推進します。	税務住民課 保健福祉課 教育委員会
心のケアの充実	県のスクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーが各小中学校に出向き、安心して相談できる体制を継続実施します。	教育委員会
教育相談の実施	子どもの教育上の悩みや心配ごとに関する相談に応じ、必要な機関につなげます。	教育委員会
不登校対策の推進	不登校など、家に閉じこもりがちな子どもを対象に適切な対応を図れるよう、教育支援センター「ふれあい教室」を中心に、社会的自立を目指す取り組みを実施します。 また民間のフリースクール等とも連携していきます。	教育委員会

③ 健やかな育ちの支援

取り組み	内容	担当課
子どもの健康増進	子どもが健康な生活を送ることができるよう、学校体育・学校保健(フッ化物洗口など)の充実や、栄養士と連携した食育の推進を図ります。	教育委員会
キャリア教育の推進	子どもが社会の中で自立して生活していくために必要な知識を身に付けられるよう、地元企業の協力を得ながら、職場の見学や体験などを行います。	教育委員会

④ 施設環境整備

取り組み	内容	担当課
施設整備	子育て関連施設である保育所・小中学校・児童館（児童クラブ）などにおいてインフラ老朽化対策を個別施設計画に基づき行うとともに、施設を安心して利用できる環境整備を行います。	保健福祉課 教育委員会

2 すべての子どもが健やかに成長するまちづくり

2-1 子どもが権利の主体であることの周知

【現状と課題】

未就学児保護者のアンケート調査では、子育てをしていて、子どもからの意見や要望を聞き、それらを取り入れるように意識をしたことがある割合が5割を超えていました。小学生本人のアンケート調査では、「子どもの権利」について知らなかった割合が6割近くなっています。

今後も、保護者が子どもの意見や要望を聞く意識を持つことが重要です。また、小学生本人に関しては、「子どもの権利」についての周知を行っていくことが重要です。

① 子どもの権利に関する周知・啓発や教育

取り組み	内容	担当課
子どもへの周知・啓発	子ども自身が自らの権利を自覚し、理解を深めることができるよう、本計画や、その基となる子ども基本法、子どもの権利条約の内容など、子どもの権利について、周知・啓発および教育を推進します。	保健福祉課 教育委員会
子どもの周りの大人への周知・啓発	子どもの権利が保障され、子どもの視点や意見が尊重されるよう、保護者や保育士、教職員など、子どもの周りの大人が、子どもの権利やその尊重の必要性を理解し、実践できるよう、様々な機会・媒体を活用して周知・啓発を推進します。	保健福祉課 教育委員会
子どもや子育て当事者の意見の反映	子どもを対象とした座談会の開催やアンケート調査等により、町政やまちづくりなどについて、子どもや子育て当事者の意見を収集し、各種施策について子どもや子育て当事者の意向を把握し、施策に反映させます。なお、意見取集にあたっては、子どもの様々な状況に配慮した調査の実施を行います。	保健福祉課 教育委員会

2-2 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

【現状と課題】

未就学児保護者のアンケート調査では、障がいなど配慮の必要な子どもを安心して育てられると感じていないの割合が1割近くなっています。

今後、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進することが必要です。

① 支援を要する子どもへの取り組み

取り組み	内容	担当課
ライフステージを通じた支援体制の強化	マイ保健師を通して、母子手帳発行時から保健師と顔の見える関係作りをし、安心して産み育てられる環境作りを継続するとともに、ライフステージを通じた支援体制の強化と、職員の専門性を高めます。	保健福祉課
関係機関のネットワーク推進	「子ども相談」「言語相談」等を通して、支援を要する子どもを早期に発見し支援を行います。また、「玉城町こども家庭支援ネットワーク会議(途切れのない支援)」を中心に、巡回相談や就学相談の場を設け、保育所、小・中学校、その他関係機関のネットワークをさらに深め、障がい児の自立や社会参加に向けた支援を行います。	保健福祉課 教育委員会
個別支援体制の強化	保育所での加配保育士の配置、放課後児童クラブでの障がい児受け入れを継続し、内容の充実と受け入れ体制の強化を図ります。	保健福祉課
特別支援教育の推進	小・中学校において、障がいのある子どもを受け入れる施設設備や、個に応じた支援が必要な児童・生徒のための特別支援教育の充実に努めます。	教育委員会

2-3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進およびヤングケアラーへの支援

【現状と課題】

アンケート調査では、ヤングケアラーという言葉について知らない方がみられます。また、未就学児童保護者、小学生保護者のアンケート調査では、周りにヤングケアラーと思われる人がいた場合、どのように対応するかについて「わからない」と答えた方が多くいる状況です。

今後、ヤングケアラーの周知を行い、ヤングケアラーに対して、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、必要な支援につなげていくことが必要です。

① 児童虐待の防止と社会的養護

取り組み	内容	担当課
児童虐待の防止体制の強化	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、また、「玉城町こども家庭支援ネットワーク会議（虐待防止）」を活用し、児童相談所、警察、学校など地域の関係機関が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、連携強化を図ります。	保健福祉課 教育委員会
関係機関との連携強化	家庭における適正な児童養育を確保するため、虐待などについて、児童相談所や警察など関係機関と連携を図り、対応していきます。	保健福祉課 教育委員会

② 状況に応じた支援

取り組み	内容	担当課
ヤングケアラーの周知	ヤングケアラー認知度向上のための広報啓発を行っていくと共に、ヤングケアラーの把握するためのアンケート調査を実施できる体制づくりや支援策について検討します。	保健福祉課

2-4 子どもの貧困対策の推進

【現状と課題】

アンケート調査では、子育て又は教育環境・ものについてお子さんに用意できない、または用意できる見込みがないものについて「習い事に通うこと」の割合が未就学児童保護者では2割近くなっています。また、小学生保護者では1割となっています。

今後、子どもの貧困対策において、低所得の世帯等に対しては生活安定のための支援、教育の支援、経済的支援等を実施します。

① 子どもの貧困対策の推進

取り組み	内容	担当課
包括的な連携強化	子どもが生まれ育った環境によって左右されることのないよう、学習、生活、就労など、多方面での連携を進めます。	保健福祉課
就学援助制度	経済的な理由から、就学に必要な費用を負担することが難しい家庭に対して、学用品費、給食費、修学旅行費用等を援助します。	教育委員会
就学金就学生制度	経済的な理由により、修学が困難な生徒に対して、奨学金を支給し、社会的に貢献する有用な人材の育成を図ります。	教育委員会
学習塾代助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちの学力や学習意欲の向上を目指し、進学のための学習塾等にかかる費用を一部助成します。	教育委員会
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に在籍する児童生徒に対して、経済的負担を軽減するため、家庭の経済状況に応じ、学用品費、給食費、修学旅行費等の一部を援助します。	教育委員会

2-5 子どもの自殺対策の推進

【現状と課題】

小学生本人のアンケート調査では、困ったとき、つらいとき、だれに相談するかについて相談できる人がいない、だれにも相談したくない方が合わせて4%いる状況です。

今後、相談窓口の体制強化や周知の推進により、問題や悩みを抱えた子どもや保護者が相談しやすい体制づくりを進めます。

① 相談支援体制の充実

取り組み	内容	担当課
心のケアの充実 【再掲】	県のスクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーが各小中学校に出向き、安心して相談できる体制を継続実施します。	教育委員会
教育相談の実施 【再掲】	子どもの教育上の悩みや心配ごとに関する相談に応じ、必要な機関につなげます。	教育委員会

② 自殺予防に関する教育や周知・啓発

取り組み	内容	担当課
自殺予防に関する教育の推進	ストレスへの対処法を身につけるための教育、命の大切さを実感できる授業、SOSの出し方に関する自殺予防教育を推進します。	教育委員会

3 子どもの成長と親としての成長を支えあう環境づくり

3-1 子育ての相談・支援体制の充実

【現状と課題】

未就学児保護者および小学生のアンケート調査では、子育てに関して、日常で悩んでいることについて子どもとの接し方に自信がもてないことの割合が1割近くとなっています。

今後、子育て当事者が安心して子育てに臨めるよう、相談の場や機関など知らない保護者に向けて、ホームページやSNSなどさまざまな媒体を活用して、わかりやすい情報の発信による支援が必要です。

① 子育ての相談・支援体制の充実

取り組み	内容	担当課
支援体制の充実	乳幼児健診等の場で、保健師・栄養士・保育士・育児総合アドバイザー等が連携し、乳幼児の保護者を対象とした子育て相談を実施するとともに、乳児家庭全戸訪問事業（以下赤ちゃん訪問とする）において支援が必要と思われる家庭への相談体制の充実を図ります。また、すべての家庭にもれなく支援が行き渡るよう、各種子育て支援事業への参加を促すため、赤ちゃん訪問、7か月児相談、1歳のお誕生日訪問、転入者訪問などの際にも呼びかけていきます。	保健福祉課
妊娠期からの仲間づくり	妊婦に対する教育や相談の場を身近な地域で提供し、母子の健康の保持増進を図るとともに、出産後の仲間づくりにもつながるように、パパママ教室などを実施し、つながりを深める契機とします。	保健福祉課
情報発信の充実	子育てをしている保護者への定期的な情報発信、周知の充実を図ります。	保健福祉課

3-2 地域や家庭の教育力の向上

【現状と課題】

子育てが地域の人たちに支えられていると感じていない方が未就学児の保護者で1割を超えており、小学生保護者では、1割近くとなっています。

今後、地域等の協力を得て実施する多様な体験・活動をきっかけに、子どもが異世代の方とのふれあいや地域交流を広げ、地域づくりの拠点となるよう推進していきます。

① 地域の教育力の向上

取り組み	内容	担当課
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進	学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていきます。	教育委員会
開かれた学校づくりの推進	地域と学校が相互理解を深めるために、学校開放デーの実施、保護者アンケートの結果の公表などを行います。	教育委員会
スポーツができる環境の整備	スポーツ少年団や玉城文化スポーツクラブと連携し、子どもたちがスポーツに取り組める環境の整備に努めます。	教育委員会
玉城町青少年を育てる会「啓発部会」の活動推進	「地域の子は地域で育てる」をスローガンに、青少年の健全育成の啓発を行います。 「あいさつでつながる地域づくり」を目指し、地域のコミュニケーション活動(明るく声掛け玉城の日)を継続実施します。	教育委員会 保健福祉課
図書館の充実	子どもたちが、読書の楽しさを知り、多くの本と出会うきっかけとなるよう、利用しやすい施設運営を行います。	教育委員会

② 親の学びへの支援

取り組み	内容	担当課
親の学びへの支援	親の役割や大切さに関する教育を充実するため、親子関係形成支援事業や、家庭教育講演会等を引き続き実施するとともに、内容の充実に努め、参加者の拡大を図ります。	保健福祉課 教育委員会
学びの場の提供	初めて子育てをする保護者を対象に親子関係形成支援事業（FS プログラム）等を実施し、保護者が安心して子育てできる機会を継続して実施します。	保健福祉課

4 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

4-1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

【現状と課題】

未就学児保護者のアンケート調査では、子育てに関して、日常で悩んでいることについて「病気や発育・発達に関するこころ」の割合が3割を超え、小学生保護者では、3割近くなっています。

今後、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。

① 妊娠・出産への支援

取り組み	内容	担当課
マイ保健師	妊娠期から子育て期にわたる様々な相談にマイ保健師がワンストップで対応し、心身のケアや育児サポートなどのきめ細かい支援を行います。	保健福祉課
給付金の支給・伴走型相談支援	母子健康手帳交付時、赤ちゃん訪問時に、給付金の支給を行います。また、妊娠婦の状況を継続的・包括的に把握するために、母子健康手帳交付時・妊娠中（希望時）・赤ちゃん訪問時の面談や、妊娠中に実施するアンケートなどの機会を活用して、状況を把握します。妊娠婦の支援ニーズを踏まえて、適切な関係機関や支援を紹介します。	保健福祉課
妊娠期からの仲間づくり 【再掲】	妊娠に対する教育や相談の場を身近な地域で提供し、母子の健康の保持増進を図るとともに、出産後の仲間づくりにもつながるように、パパママ教室などを実施し、つながりを深める契機とします。	保健福祉課

② 乳幼児と保護者への支援

取り組み	内容	担当課
訪問支援	育児に関する不安の軽減や保護者の孤立化を防ぐため、乳児のいる家庭を訪問し、産婦の状況や乳児の発育・発達状況を把握し、子育て支援に関する情報提供、育児への助言・指導を行います。	保健福祉課
利用できる資源についての情報提供	子育て中の親子や妊婦などが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、関係機関との連絡調整を行う体制を整え、育児相談や情報提供を行います。	保健福祉課
発達支援の充実	みえ発達障がい支援システムアドバイザーが、子どもの発達や育児に不安がある保護者に、子どもの特性を理解することで、一人一人の個性に合わせて子育てできるよう支援します。	保健福祉課

③ 医療の支援

取り組み	内容	担当課
健診費用の助成	妊婦健康診査や検査のほか、産婦健康診査・乳児健康診査に係る費用について助成します。	保健福祉課
子ども医療費助成	保護者の経済的負担を軽減するため、子ども医療費の保険診療自己負担分に対して助成します。	保健福祉課
救急医療の維持	安心して医療が受けられる体制づくりのため、救急医療体制を維持していきます。	保健福祉課
早期発見・早期治療	乳幼児の異常の早期発見・早期治療（療育）に繋げるとともに、発達段階に応じた育児、栄養管理がなされるよう、乳幼児健康診査を実施し、医師、保健師、栄養士、歯科衛生士など専門職による診察や相談を行います。	保健福祉課

4-2 職業生活と家庭生活との両立の推進

【現状と課題】

未就学児保護者のアンケート調査では、育児休業を取得していない方が母親で1割を超え、父親では8割を超えています。また取得していない理由について母親では、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が2割となっており、父親では、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が4割近くとなっています。

今後、育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。また、育児休業制度や短時間勤務制度の利用による経済的な負担やキャリアへの影響を軽減する支援策の検討が必要です。

① 職業生活と家庭生活との両立の推進

取り組み	内容	担当課
意識啓発の推進	企業等における子育てへの支援が重要となるため、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができますよう、町民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。	保健福祉課
制度の周知	育児休業の取得期間中に支給される育児休業給付金制度や、育児休業等の取得期間中に健康保険および公的年金保険の保険料が免除となる制度の周知を図ります。	保健福祉課

4-3 ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援を実施しています。

国勢調査によると、18歳未満の世帯員がいるひとり親世帯は減少傾向にあるものの、多くのひとり親が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえると、各家庭の状況に応じて、引き続き生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むとともに、子どもに届く生活・学習支援を進めが必要です。

① ひとり親家庭への支援

取り組み	内容	担当課
ひとり親家庭のハンドブックの活用	ひとり親家庭が安心して自立した生活を送るために、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、ひとり親家庭のハンドブックを活用し、各種制度の周知を図ります。	保健福祉課
児童扶養手当	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育されている家庭等に手当を支給します。(所得制限あり)	保健福祉課
一人親家庭等医療費助成	一人親家庭等の病気やケガの治療にかかる医療費の保険診療自己負担分に対して助成します。	保健福祉課
ひとり親入学祝金	小学校・中学校・高等学校等に入学する児童の保護者に、児童一人につき祝金の支給を継続します。	保健福祉課

4-4 安心して外出できる環境の整備

【現状と課題】

未就学児保護者のアンケート調査では、犯罪被害にあう事の少ない安全なまちだと思わないの割合が1割近くとなっています。

今後、子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めることが必要です。

① 地域との連携による安全・安心なまちづくりの推進

取り組み	内容	担当課
地域の自主防犯意識の高揚	町民を対象に、防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図るため、関係機関・団体と連携し、啓発活動を実施します。また、町民の防犯意識の向上を図り、犯罪を抑止するための青色防犯パトロールを実施します。	税務住民課 教育委員会
防犯環境の整備	子どもがいつでも助けを求められる「子ども110番の家」等の周知を図ります。また、小学校入学時に防犯ブザーやヘルメットなどの配布を行います。	教育委員会
交通安全の取り組みの充実	登下校時に子ども安全パトロール員が付き添い、見守り・声かけなどを中心に、子どもの安全を守る活動を実施します。また、PTA会員が横断歩道に立ち、あいさつや交通安全の街頭指導を行うなどの活動を充実します。	税務住民課 教育委員会
犯罪情報の周知徹底	警察署などからの犯罪情報を、情報発信ツールを活用し保護者や関係機関に迅速に提供し、犯罪情報の周知を図ります。	保健福祉課 教育委員会
交通安全プログラムの取り組み	子ども達が安全に登下校できるように、地域・学校・PTAの意見を聞き、交通安全施設の整備を計画的に行っていきます。	税務住民課 建設課 教育委員会
防災体験および防災講座	小中学生を対象に、協力者の人材育成および防災意識の向上を目的に防災体験などを実施します。小学生には、防災備蓄倉庫の見学などを含む防災体験、中学生には防災意識向上のための防災講座を実施します。	総務防災課 保健福祉課

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

※本章の数字を扱っている表の単位は「実人数」を基本としていますが、施設数や、延べ人数などの場合は、その都度記載しています。

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律および令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業など）の新設・拡充および利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センターおよび地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

(2) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等および地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

※教育・保育提供区域は、施設を整備する上で計画上の区域のことであり、町民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはありません。

当町においては、町民ニーズと各事業の供給上のバランスがとれ、特に区域を分割する必要がないことから、第1期計画、第2期計画ともに「教育・保育提供区域」および「地域子ども・子育て支援事業提供区域」について、町内全域で一つと設定していました。

本計画においても、町域全体で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供区域については町域全体を

一つの提供区域としました。

(3) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、町内全域を1区域として必要量を見込みものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定子どもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むとともに、3号認定についても、0歳と1歳、2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むことしました。

【量を見込む区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども（2号（学校教育の希望強）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども（以下、3号（0歳）・3号（1歳、2歳）と表記）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、当町における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月48時間を下限時間とします。

(4) 量の見込みの算出について

見込み量の推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。（参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」）

なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合もあります。

(5) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容および実施時期を設定しました。

(6) 量の見込みと確保方策の見直し

現状では見込量に対し提供体制が確保されていますが、今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

■参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合もあります。

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

町民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

ステップ6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年度の見込み量が算出されます。

2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

① 1号認定〔3～5歳児〕

<提供区域：全町>

事業の概要	3～5歳児で保育の必要性がない子ども（主に、家庭が専業主婦（夫）または短時間のパートタイム就労など）に対し、就学前教育を実施します。					
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、これまでの利用実績を踏まえ算出					

	実績値	実施時期					
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み (1号認定+2号認定(教育ニーズ))	10人	10人	11人	11人	10人	10人	10人
現在の 実施状況	●認定こども園（1園）にて実施						
B 確保方策 特定教育・保育施設		55人	55人	55人	55人	55人	55人
B-A		45人	44人	44人	45人	45人	45人
確保方策 の内容	引き続き、認定こども園で1号認定および教育ニーズのある児童の受け入れを進めるとともに、希望者数の動向などを踏まえながら公立保育所3か所の認定こども園への移行も検討していく。						

② 2号認定〔3～5歳児〕 (保育の実施)

<提供区域：全町>

事業の概要	3～5歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。					
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、これまでの利用実績を踏まえ算出					

	実績値	実施時期					
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	375人	370人	384人	385人	379人	382人	
現在の 実施状況	●公立保育所および認定こども園 4か所						
B 確保 方策	特定教 育・保 育 施 設		440人	440人	440人	440人	440人
B-A		70人	56人	55人	61人	58人	
確保方策 の内容	引き続き、町内の公立保育所および認定こども園4か所で実施していく。						

③-1 3号認定〔0歳児〕

<提供区域：全町>

事業の概要	0歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。					
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、これまでの利用実績を踏まえ算出					

	実績値	実施時期					
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	12人	11人	11人	11人	11人	11人	11人
現在の 実施状況	●公立保育所 1か所						
B 確保 方策	特定教 育・保 育 施 設		11人	11人	11人	11人	11人
B-A		0人	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策 の内容	保育士の確保を図りながら、引き続き、町内の公立保育所1か所（利用状況により2か所）で実施。						

③-2 3号認定 [1歳児]

<提供区域：全町>

事業の概要	1歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイマー就労など）に対し、保育を実施します。					
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、これまでの利用実績を踏まえ算出					

	実績値	実施時期					
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	63人	58人	60人	57人	57人	57人	57人
現在の 実施状況	●公立保育所 4か所						
B 確保方策	特定教育・保育施設	50人	50人	50人	50人	50人	50人
B-A		▲8人	▲10人	▲7人	▲7人	▲7人	▲7人
確保方策 の内容	保育士の確保を図りながら、引き続き、町内の公立保育所および認定こども園4か所で実施していく。						

③-3 3号認定 [2歳児]

<提供区域：全町>

事業の概要	2歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイマー就労など）に対し、保育を実施します。					
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、これまでの利用実績を踏まえ算出					

	実績値	実施時期					
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	68人	62人	66人	63人	63人	63人	63人
現在の 実施状況	●公立保育所 4か所						
B 確保方策	特定教育・保育施設	84人	84人	84人	84人	84人	84人
B-A		22人	18人	21人	21人	21人	21人
確保方策 の内容	保育士の確保を図りながら、引き続き、町内の公立保育所および認定こども園4か所で実施していく。						

③-4 保育利用率の目標設定

目標設定の趣旨	子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定しました。				
---------	---	--	--	--	--

		実施時期				
保育利用率の目標値	0歳	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		13.6%	13.8%	13.9%	14.1%	14.3%
	1・2歳	56.5%	70.5%	76.6%	75.3%	69.8%

保育利用率とは

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号の子どもにかかる保育の利用定員数}}{\text{満3歳未満の子どもの数全体}}$$

【今後の方向性】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、各施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。

また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の維持・向上を図ります。

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進等に関する事項

- ・保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置について、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、推進方法について協議、検討していきます。
また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取り組み推進、保幼小連携を実施します。
- ・小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができにくいなど、小学校生活にうまく適応できない、いわゆる「小一プロブレム」の子どもが増加する傾向にある中、幼児期の学校教育（幼稚園、保育所、認定こども園）と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、子どもに対する体系的な教育を推進します。
- ・保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要な対応について検討を行います。
- ・保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有するアドバイザー等を活用していきます。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人の幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者および教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 利用者支援事業

【概要】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

- ・基本型・・・主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施する事業
- ・こども家庭センター型・・・妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行い、心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成する事業

【現状】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置個所	2	2	2	2	2

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策（B）	2	2	2	2	2
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

※量の見込み算出方法：現状の設置個所と今後の設置予定を踏まえて数値を算出しました。

【今後の方針】

町役場窓口で保育サービス利用に対する相談業務、保育所入所待機児童への支援、保育サービスの情報収集・提供業務に取り組みます。

母子保健分野と児童福祉分野が一体となって、妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行います。心身の状態やニーズを把握したうえで、サポートプランを作成し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施していきます。

(2) 時間外保育事業

【概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

町内認可保育所等で、概ね1歳児以上の在園児を対象に実施しており、月極利用やスポット利用などの種別があります。

【現状】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月間人数	7	6	8	8	6

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	6	6	6	6	6
確保方策（B）	6	6	6	6	6
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

※量の見込み算出方法：現状の実績値を踏まえて見込み量を算出しました。

【今後の方向性】

就労形態の多様化等に伴い、保育時間を延長して子どもを預けられる環境が必要とされています。こうした需要に対応するため、安心して子育てができる環境を提供していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

【概要】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びおよび生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	低学年	230	218	219	230	214
	高学年	17	26	30	31	43
定員		200	200	200	200	200

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		254	245	235	227	224
低学年		211	202	195	187	185
高学年		43	43	40	40	39
確保方策（B）		254	245	235	227	224
低学年		221	202	195	187	185
高学年		43	43	40	40	39
差引（B） - （A）		0	0	0	0	0

※量の見込み算出方法：現状の実績値を踏まえて見込み量を算出しました。

※内訳

〔外城田小学校区〕

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		56	54	52	50	49
低学年		51	49	47	45	45
高学年		5	5	5	5	4
確保方策（B）		56	54	52	50	49
低学年		51	49	47	45	45
高学年		5	5	5	5	4
差引（B） - （A）		0	0	0	0	0

【田丸小学校区】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	100	96	92	89	88
低学年	88	84	81	78	77
高学年	12	12	11	11	11
確保方策（B）	100	96	92	89	88
低学年	88	84	81	78	77
高学年	12	12	11	11	11
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

【有田小学校区】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	55	53	51	49	49
低学年	43	41	40	38	38
高学年	12	12	11	11	11
確保方策（B）	55	53	51	49	49
低学年	43	41	40	38	38
高学年	12	12	11	11	11
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

【下外城田小学校区】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	43	42	40	39	38
低学年	29	28	27	26	25
高学年	14	14	13	13	13
確保方策（B）	43	42	40	39	38
低学年	29	28	27	26	25
高学年	43	42	40	39	38
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

利用人数が定員数より上回っているが、毎年、年度途中で休（退）所する児童が約2割いるため実人数保育については、現在対応できています。受け入れ体制を整備し、希望する方全てが利用できるよう体制を継続していきます。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【概要】

家庭における子どもの養育が様々な事情で困難となった場合に宿泊を伴って一時的に子どもを預かるショートステイ事業と、家族の残業等で保護者の帰宅が夜間にわたり、一時的に子どもの保育ができない場合に夕方から夜まで預かるトワイライトステイ事業です。

【現状】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ショートステイ 年間延べ利用者数	0	0	2	0	0

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	8	8	3	3	3
確保方策（B）	8	8	3	3	3
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

※量の見込み算出方法：令和6年度の動向を踏まえて見込み量を算出しました。

【今後の方向性】

令和6年度の調査時の延べ利用者数は10人であり、年度によって利用者数の変動が大きいと言えます。支援を必要としている家庭を利用につなげることで、育児が継続できるよう支援していきます。また、支援のニーズに対応できる体制づくりを検討していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

保健師又は訪問指導員が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【現状】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	97	87	108	90	90

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	81	80	79	78	77
確保方策（B）	81	80	79	78	77
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

※量の見込み算出方法：当該年度の0歳児人口推計値を見込み量として算出しています。

【今後の方向性】

少子化や核家族化により孤立したり、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が、不安に陥らないよう安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために全戸訪問に努めていきます。また、相談支援については、職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、事業内容を充実させていきます。

(6) 養育支援訪問事業

【概要】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を保健師などが訪問し、子育てに関する指導、助言などを行うことにより、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【現状】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用件数	36	66	53	39	193

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	45	40	40	40	40
確保方策（B）	45	40	40	40	40
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

※量の見込み算出方法：令和5・6年度の動向を踏まえて見込み量を算出しました。

【今後の方向性】

乳児家庭全戸訪問事業等で養育に関する支援が必要と判断される家庭に継続的に訪問し、指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施が確保されるよう支援していきます。

令和4年度から養育支援訪問の育児・家事支援を開始し、令和5年度の利用件数が増加しています。令和6年度より育児・家事支援事業が子育て世帯訪問支援事業に移行しており、今後も専門相談と合わせて実施することで家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	5,888	4,121	3,699	5,213	7,433

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	7,536	6,398	6,019	6,067	6,375
確保方策（B）	7,536	6,398	6,019	6,067	6,375
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

※量の見込み算出方法：アンケート結果を踏まえて見込み量を算出しました。

【今後の方向性】

利用者のニーズに沿った地域子育て支援拠点を確保し、妊娠期の方、乳幼児とその保護者が孤立することなく子育てができる環境を整備していきます。

今後も引き続き、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場として周知を図りつつ、運営の質的向上を図っていきます。

(8) 一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	360	360	360	360	360
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり 年間延べ利用者数	360	360	360	360	360
その他定期的な利用 年間延べ利用者数	0	0	0	0	0
確保方策（B）	360	360	360	360	360
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり 年間延べ利用者数	360	360	360	360	360
その他定期的な利用 年間延べ利用者数	0	0	0	0	0
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

※量の見込み算出方法：アンケート結果を踏まえて見込み量を算出しました。

【今後の方向性】

令和6年度現在、保育士不足により保育所・認定こども園において事業が実施できません。幼稚園・保育所・認定こども園における一時預かり事業は、1号認定による利用者に対する大きな子育て支援の柱となることや、その他保育ニーズの受け皿として対応できるよう、提供体制の確保に努めます。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【概要】

病児および病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【現状】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	25	3	21	1	4

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	7	6	6	6	6
確保 方策 (B)	病児・病後児 保育事業	5	4	4	4
	ファミリーサ ポートセンタ ー事業	2	2	2	2
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

※量の見込み算出方法：現状の実績値を踏まえて見込み量を算出しました。

【今後の方向性】

令和6年度現在、保育士不足により保育所・認定こども園において病後児保育事業が実施できていません。ニーズを適切に把握しつつ、引き続き事業関係者との連絡調整および共通理解を図り、病児保育事業を実施します。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	3	41	149	16	31

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	54	53	51	49	49
確保方策（B）	54	53	51	49	49
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

※量の見込み算出方法：現状の実績値を踏まえて見込み量を算出しました。

【今後の方向性】

多様化するニーズに適切に対応するため、講習会の実施等により提供会員の確保と資質向上を図ります。

今後も、活動件数の増加に向けて、活動内容の充実を図ります。

(11) 妊婦健康診査事業

【概要】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦および乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【現状】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出数	88	101	106	84	78
受診券交付数（延べ）	1,210	1,278	1,413	1,151	883

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,020	1,008	995	982	970
確保体制	県内の医療機関に委託し、妊娠中の健康診査に対する費用の助成を実施。県外の健康診査についても助成を実施。 0歳児の人口推計から算出 母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査を継続実施していく。				

※量の見込み算出方法：当該年度の0歳児人口推計値に14を乗じ、9割を見込み量として算出しています。

【今後の方向性】

妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促すことにより、異常の早期発見・早期治療および精神的不安の解消を図ります。

また、受診対象者全員が受診できるように、見込まれる量に対して体制を確保します。

(12) 産後ケア事業（新規事業）

【概要】

平成29年4月1日から「産後ケア事業」を実施しています。

産後の心身の不調または育児支援を必要とする産後おおむね1年までの産婦および乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業です。

【現状】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者 実人数	宿泊型	1	2	0	0	2
	デイサービス型					
	アウトリーチ型					

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	3	3	3	3	3
宿泊型	3	3	3	3	3
デイサービス型					
アウトリーチ型					
確保方策（B）	3	3	3	3	3
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

※量の見込み算出方法：令和6年度の動向を踏まえて見込み量を算出しました。

【今後の方向性】

妊娠届出時に産後ケア事業を周知し、支援が必要な産婦および乳児の把握を行っていきます。必要な時期に支援ができるよう、支援体制を維持していきます。

(13) 妊婦等包括相談支援事業（新規事業）

【概要】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、令和4年度より、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

- ・伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③乳児家庭全戸訪問）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）
- ・経済的支援（妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援）

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A） (延べ回数)	78	76	76	76	74
確保方策（B） (延べ回数)	78	76	76	76	74
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

※量の見込み算出方法：類似事業の実績値などを踏まえて見込み量を算出しました。

【今後の方向性】

従来から同様の取り組みを行っており、引き続きマイ保健師が、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談をワンストップで対応し、身近で相談できる安心感・「孤育て化」を防止します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

【概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A） (延べ利用者数)	145	145	145	145	145
確保方策（B） (延べ利用者数)	145	145	145	145	145
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

※量の見込み算出方法：類似事業の実績値などを踏まえて見込み量を算出しました。

【今後の方向性】

従来から養育支援訪問の育児・家事支援として取り組みを行っており、引き続き支援を必要とする家庭の把握を行います。支援の時期や内容などを記入するサポートプランに基づき訪問支援員が支援を行うとともに、保健師などの専門職の訪問支援も継続していきます。また、子育て世帯訪問支援事業のニーズは高く、対応できる体制を維持していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

【概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を提供し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童および家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A） (実人数)	0	0	3	3	3
確保方策（B） (実人数)	0	0	5	5	5
差引（B） - （A）	0	0	2	2	2

※量の見込み算出方法：類似事業の実績値などを踏まえて見込み量を算出しました。

【今後の方向性】

支援を必要とする児童とその家庭の把握を行い、必要な支援体制を検討していきます。また、実情に応じて、児童育成支援拠点事業が実施できる体制づくりを目指していきます。

(16) 親子関係形成支援事業（新規事業）

【概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談および助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A） (利用者数)	10	20	20	20	20
確保方策（B） (利用者数)	10	20	20	20	20
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

※量の見込み算出方法：類似事業の実績値などを踏まえて見込み量を算出しました。

【今後の方向性】

従来から同様の取り組みを行ってきたが、令和7年度からは2～5か月の第1子を持つ保護者を対象に、初めての育児を支援する取り組みを新たに行っていきます。

(17) 乳児等通園支援事業（新規事業）

【概要】

親の就労状況にかかわらず、時間単位などで子どもを保育所に預けられるようにする制度です。

令和8年度からの給付制度化に向けて受け入れ体制を整備するものとし、必要受入時間数、必要定員数を算出しました。

【確保策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
〈月間必要受入時間数〉					
0歳		431	431	431	425
1歳		447	447	443	438
2歳		288	288	284	284
〈月間必要定員数〉					
0歳		3	3	3	3
1歳		3	3	3	3
2歳		2	2	2	2

※量の見込み算出方法：アンケート結果を踏まえて見込み量を算出しました。

【今後の方向性】

令和8年度からの給付制度化に向けて、受け入れ体制を整備します。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、私立幼稚園(新制度園を除く)に在籍する子どもの保護者に対して施設に支払った給食費のうち、副食材料費に相当する額を助成する事業です。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

計画の推進

1 計画の進行管理

この計画内容を広く町民に対して周知することに重点を置き、様々な子ども・子育てに関する事業における啓発や、町ホームページを活用した周知方法を検討します。

この計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し、計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「玉城町子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、その結果に基づいて対策を実施するものとします。

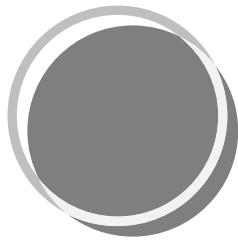
また、子ども・子育て支援法で定めることとされている、教育・保育および地域子ども子育て支援事業の「量の見込みと確保方策」についても、毎年度、進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、必要に応じて量の見込みと確保方策を見直すこととします。

※PDCAサイクル：計画の策定（Plan）、計画に基づく取り組み（Do）、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価した上で（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）一連のPDCAサイクルのこと。

2 計画の推進体制

この計画の理念を具現化し、施策を展開していくためには、町だけでなく、家庭、教育・保育事業者、学校、地域等が連携して取り組む必要があります。

関係機関等それぞれが、役割を果たし、相互の連携が図られるよう、積極的に関わるとともに、三重県や他の市町村とも連携し、子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。



資料編

1 玉城町子ども・子育て会議条例

平成25年6月18日
条例第14号

(設置)

第1条 本町に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、玉城町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律による施策について町長又は玉城町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ調査、審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ町長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内をもって組織する。

(委員及び任期等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 公募の町民
- (5) その他町長が必要があると認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再委嘱されることがある。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 町は、委員及び臨時委員に対し、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年玉城町条例第5号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成30年条例第22号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

2 委員名簿

	組織などの名	所属名	氏名	備考
1	学識経験者	玉城町立下外城田小学校長	水野 和久	
2	学識経験者	三重県立看護大学 公衆衛生看護学 准教授 看護学博士	中北 裕子	
3	公募の町民		吉川 綾菜	
4	子ども・子育て支援に関する事業者	玉城町立認定こども園 下外城田保育所長	木村 多香	副会長
5	子どもの保護者	玉城町立玉城中学校PTA会長	白倉 宏	
6	子どもの保護者	玉城町立有田小学校PTA会長	柿塚 真弓	
7	子どもの保護者	玉城町立認定こども園 下外城田保育所保護者会長	松尾 拓哉	
8	その他	主任児童委員	藤川 和彦	会長
9	その他	教育委員	見並 由紀	

3 計画の策定経過

令和7年度	
令和6年4月24日	令和6年度第1回玉城町子ども・子育て会議 ・次期計画の概要について ・次期計画のアンケート項目について ・今後のスケジュールについて ・その他
令和6年5月17日～ 令和6年6月3日	玉城町子育て支援に関するアンケート調査の実施
令和6年7月29日	令和6年度第2回玉城町子ども・子育て会議 ・アンケート結果報告について ・ヒアリング結果報告について（速報） ・計画の方向性について ・今後について
令和6年1月16日	令和6年度第3回玉城町子ども・子育て会議 ・第2期の評価について ・第3期の計画素案についての説明、検討 ・今後について
令和7年2月5日～ 令和7年2月28日	第3期玉城町子ども・子育て支援事業計画（案）に対するパブリックコメント（意見募集）の実施
令和6年3月4日	令和6年度第4回玉城町子ども・子育て会議 ・第3期計画素案の修正について ・パブリックコメントについて ・今後について ・その他

4 用語解説

【あ行】

アウトリーチ

特定のサービスや支援を必要としている人々に対して、積極的にアプローチする活動のこと。たとえば、医療、福祉、教育などの分野で、支援が必要な人々に手を差し伸べ、彼らが利用できるリソースやサービスを提供する活動を指す。

インクルージョン

すべての人々が社会に参加し、差別や排除されることなく共存できる状態や取り組みを指す。障がいや性別、年齢、民族などの違いに関わらず、平等に扱われ、社会の一員として受け入れられることを目指している。

【か行】

キャリア教育

学生が将来の職業選択に備え、必要な知識やスキルを学ぶ教育のこと。職業体験やインターンシップ、進路指導などを通じて、自分に合った仕事や職業に対する理解を深めることが目的である。

合計特殊出生率

一人の女性が一生（15歳～49歳）の間に産む子の数を示すもので、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計することで算出される。日本では昭和50年に合計特殊出生率が2.00を下回ってから低下傾向にある。

コホート要因法

各コホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団のことを指す）について、人口変動の要因である出生率、死亡率および移動率のそれぞれについて特定の仮定を設けて、それに基づき将来人口を計算する方法。

子ども体験活動クラブ「ちゃれたま！」

子どもの体験活動の充実を図るため、本町で実施している取り組み。子ども体験教室では、自然体験、料理体験、工作体験、公民館講座体験など、親子で取り組める様々な教室を開催している。「ちゃれたま！」の名前の由来は、「チャレンジ精神」を持って、いろんなことに前向きに取り組んで、「玉城町」の子どもたちや地域住民がもっともっと元気になってほしい、そんな願いが込められている。

【さ行】

自己肯定感

自分の存在や行動を肯定的に評価する感覚のこと。「自分は価値のある存在だ」「自分はこれで良い」と感じられることが、精神的な安定や幸福感に繋がる。自己肯定感が低いと、自信喪失や精神的な問題に繋がることもある。

自己有用感

自分が周囲や社会に対して役立っている、必要とされているという感覚。例えば、地域・家族のために貢献している、社会の一員として有意義な活動をしていると感じることで得られる満足感のこと。これが高いと、自己評価が向上し、モチベーションが高まる。

スクールカウンセラー

学校で子どもの心の健康や心理的な問題を支援する専門職。子どもだけでなく、保護者や教師とも連携して、カウンセリングや相談業務を行う。

スクールソーシャルワーカー

学校内で、社会福祉的な観点から子どもの問題を解決するために支援を行う職業。家庭環境や社会的な背景による問題をサポートし、子どもが安心して学べる環境を整える。

【た行】

玉城町子ども家庭支援ネットワーク会議

虐待を受けている児童や、非行や不登校、発達障がい等により家庭問題を抱える児童の早期発見や早期支援を行うことを目的に、関係機関との連携および協力体制の確保のため、児童福祉法に規定する「要保護児童対策地域協議会（要対協）」として設置。当町では、「要保護児童対策地域協議会（要対協）」に加えて、保育所・小中学校の巡回相談や子ども相談等で、保健・福祉・教育が連携した「途切れのない支援」の2本立てで対応している。

たまき文化スポーツクラブ

本町で実施している総合型地域スポーツ事業。スポーツ教室、文化教室の開催、クラブ活動への支援、スポーツ大会・各種イベント、健康づくり事業の開催を実施している。

特別支援教育

障がいや特別な支援が必要な子どもたちに対して行われる教育。個々の子どものニーズに合わせたカリキュラムや環境を提供し、学習や社会生活での自立を支援する。

【な行】

認定こども園

保護者が働いているかどうかにかかわらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能をあわせ持つ施設。

【ま行】

マイ保健師

「妊娠～出産～子育て」に関する途切れのない支援を行うために小学校区ごとに地区担当保健師を配置。妊娠・出産・子育てに関するきめ細かい支援に加えて、ご自身の健康に関することや家族のことの相談にも応じている。

【や行】

ヤングケアラー

親や兄弟、祖父母など、家族の世話をやっている18歳未満の子どものこと。家事や介護、精神的なサポートを行うことが含まれますが、これが過度になると学業や社会生活に悪影響を及ぼすことがある。

【ら行】

ライフステージ

人生を段階ごとに区分する概念で、個人の成長や発展を反映する。幼児期、学童期、思春期、青年期、成人期、老年期など、各ステージごとに直面する課題や役割が異なり、それぞれの段階で異なる支援や教育が必要とされる。

療育

発達障がいや障がいを持つ子どもたちに対して、個々の特性に応じた治療と教育を組み合わせた支援を行うこと。療育は、子どもの発達を促進し、自立を目指すための重要な手段であり、言語訓練や社会的スキルのトレーニング、運動療法などが含まれる。

【英数字】

NPO

非営利組織の略で、営利を目的とせず、社会的な問題解決や地域貢献を目的に活動する団体。募金や寄付、助成金で運営され、教育、福祉、環境保護など、さまざまな分野で活動している。

SNS

インターネット上で人々の交流や情報共有を行うサービスのこと。例として、XやInstagramなどがあり、個人間のコミュニケーションや情報発信の手段として広く利用されている。

第3期玉城町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：玉城町

編集：玉城町役場 保健福祉課

〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114-2

TEL 0596-58-8203 FAX 0596-58-4494

玉城町役場 保健福祉課 地域共生室

〒519-0495 三重県度会郡玉城町勝田 4876-1

TEL 0596-58-8000 FAX 0596-58-8688